

令和3年6月18日閣議決定
「規制改革実施計画」

規制改革実施計画

令和3年6月18日

閣議決定

目 次

I 共通的事項	1
1. 本計画の目的	1
2. 本計画の基本的性格	1
3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方	1
4. 改革の重点分野	2
5. 規制改革・行政改革ホットライン	2
6. 計画のフォローアップ	2
II 分野別実施事項	3
1. デジタルガバメントの推進	3
(1) 規制改革の観点	3
(2) 書面・押印・対面の見直し	3
(3) オンライン利用の促進	5
(4) デジタル化に向けた基盤の整備等	8
(5) 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組	10
(6) その他の行政手続の見直し等	10
2. デジタル時代に向けた規制の見直し	12
(1) 規制改革の観点	12
(2) 民間における書面・押印・対面規制等の見直し	12
(3) デジタル社会の基盤整備	13
(4) デジタル時代における刑事法の在り方	13
(5) 刑事手続等のデジタル化	14
(6) 船荷証券の電子化	15
(7) 金融分野における書面・押印・対面手続の見直し	15
(8) 専任・常駐義務等の見直し	15
(9) 自動運転の実装に向けた環境整備	15
(10) 次世代モビリティにおける安全・安心の確保と利便性向上の両立	16
(11) 宿泊施設の非対面手続の促進	16
(12) Society 5.0 の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方	17
(13) 公証制度における書面、対面規制の見直し	18
(14) 医療分野におけるDX化の促進	19
(15) 医薬品・医療機器提供方法の柔軟化・低コスト化	20
(16) 最先端の医療機器の開発・導入の促進	21
(17) 医療・介護分野における生産性向上	22
(18) オンライン診療・オンライン服薬指導の特例措置の恒久化	24

(19) 健康保険証の直接交付.....	25
3. 成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革.....	26
(1) 規制改革の観点.....	26
(2) 飲食店等の道路占用許可基準の緩和等.....	26
(3) 生産性向上に向けた物流改革.....	27
(4) タクシーの利便性向上.....	28
(5) 民泊サービスの推進に向けた取組.....	29
(6) 会社設立時の定款認証に係る公証人手数料の引下げ.....	29
(7) 農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組.....	30
(8) 若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題.....	33
(9) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化.....	34
(10) 農協改革の着実な推進.....	34
(11) 農地利用の最適化の推進.....	36
(12) 農地の違反転用の課題.....	36
(13) 農業用施設の建設に係る規制の見直し.....	37
(14) トラクターの公道走行に係る手続の簡素化.....	37
(15) 農産物検査規格の見直し.....	38
(16) 畜産業に関する規制改革.....	39
(17) 畜舎に関する規制の見直し.....	40
(18) 改正漁業法の制度運用.....	40
(19) 漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化.....	43
(20) 水産流通適正化法の制度運用.....	44
(21) 魚病対策の迅速化に向けた取組.....	45
(22) ドローンに関する規制改革.....	45
(23) 「空飛ぶクルマ」の実現に向けた制度の整備.....	45
4. グリーン（再生可能エネルギー等）.....	46
(1) 規制改革の観点.....	46
(2) 3E+Sの大前提の下での、再生可能エネルギーの主力電源化の徹底及び最大限導入に向けた3つの原則.....	46
(3) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた農地の有効活用.....	47
(4) 風力発電、地熱発電等の導入拡大に向けた森林の有効活用.....	48
(5) 地熱発電等の導入拡大に向けた自然公園法、温泉法等の在り方.....	49
(6) 風力発電等の導入拡大に向けた環境影響評価制度の見直し.....	50
(7) 所有者不明土地や生産緑地等の有効活用.....	51
(8) 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた系統制約の解消.....	51
(9) 再生可能エネルギー利用に係る需要家の選択肢の拡大.....	53
(10) 公正で競争的な電力市場に向けた制度改革.....	55
(11) 建築基準法や電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し.....	55

(12) バイオマスに係る安全規制等の見直し.....	58
(13) 洋上風力の導入拡大に向けた規制・制度の在り方.....	58
(14) 水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制・制度の在り方.....	59
(15) 固定価格買取制度関連の見直し.....	60
(16) 住宅・建築物におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方.....	60
(17) 海底下CCSに関する規制の見直し.....	62
5. 雇用・教育等.....	63
(1) 規制改革の観点.....	63
(2) テレワークの普及・促進に資する取組.....	63
(3) 労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃.....	64
(4) 多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備.....	66
(5) デジタル時代の日本を支えるイノベーション人材育成の環境整備.....	68
(6) オンライン教育等に係る規制・制度の見直し.....	72
(7) 居住地以外のハローワークでの失業中の手続.....	74
6. その他横断的課題.....	75
(1) 各府省所管法令に基づく立入検査証統合.....	75
(2) 各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合.....	75

規制改革実施計画

〔令和 3 年 6 月 18 日〕
閣 議 決 定

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この規制改革をより一層推進するため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」を常設の会議体として令和元年 10 月に設置した。

規制改革推進会議においては、行政手続コストの削減や分野ごとの規制改革に取り組み、「規制改革推進に関する答申（令和 2 年 7 月 2 日）」が提出されていたが、その後引き続き検討を行い、「規制改革推進に関する答申（令和 3 年 6 月 1 日）」が内閣総理大臣に提出された。

上記答申等を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

I 共通的事項

1. 本計画の目的

本計画は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）を推進することを目的とする。

2. 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革推進に関する答申（令和 3 年 6 月 1 日）」等により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

経済のグローバル化が急速に進展し、経済・システムのデジタル化は、その流れを更に加速するとともに、社会の分散化、個の中心化をも推し進めている。我が国経済の成長力を将来にわたって維持・強化するためには、グローバル化、デジタル化への対応に遅れがあってはならない。規制改革では、経済成長を阻害する規制・制度を見直すだけでなく、イノベーションを促す成長加速型の規制・制度への変革が求められる。また、コロナ禍によって、新たなリスクが顕在化し、行政や事業活動、教育、医療など様々な場面でのデジ

タル化の遅れが明らかになった。他方で、少子高齢化や人手不足への対応、地方創生という日本社会の構造的な課題を踏まえた規制改革についても、迅速な対応が求められている。これまでの規制の在り方についても大きく変革が求められている。

こうした経済環境の変化の中で、常に規制の必要性を点検し、必要性を失った規制には真正面から挑戦して風穴を開け、新たに生じた課題には規制体系そのものの変革を迫るなど、スピード感を持って改革を進めていくことが必要である。また、個別の規制・制度の見直しの議論の積み上げとともに、今後のデジタル時代の規制・制度の在り方について、どのような時代認識の下でこういった方向性を目指した議論を行っていくべきか、包括的かつ原則論としての考え方の整理が必要である。

規制改革を行うに当たっては、デジタル化を前提として考えることは当然となっており、また、デジタル技術の活用は幅広く多くの領域で可能であることから、医療・介護、教育、雇用、行政手続といった、既に議論が進められている分野を始め、あらゆる分野の議論が求められる。今後も、将来のあるべき姿も念頭に置きながら、デジタル時代に向けた規制・制度の見直しを進め、経済成長、国民の生産性・効率性の向上、個のエンパワーの実現につなげていく必要がある。秋に発足するデジタル庁とも連携して、デジタル規制改革を更に加速させていくことが重要である。

4. 改革の重点分野

本計画においては、「規制改革推進に関する答申（令和3年6月1日）」等に掲げられた規制改革事項を踏まえ、「デジタルガバメントの推進」、「デジタル時代に向けた規制の見直し」、「成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革」、「グリーン（再生可能エネルギー等）」、「雇用・教育等」及び「その他横断的課題」を改革の重点分野とする。

5. 規制改革・行政改革ホットライン

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民・企業等から寄せられる提案（各種手続の簡素化等を含む。）について「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」¹により受け付け、迅速に対応している。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国民・企業等からの提案を幅広く受け止め、その声を検討の俎上に乗せるための仕組みを引き続き活用することが重要である。

6. 計画のフォローアップ

内閣府及び規制改革推進会議は、本計画に定められた事項の実施状況に関するフォローアップを行う。関係府省は、規制改革推進会議の求めに応じ、決定事項の実行に先立ち、その方針について、規制改革推進会議のレビューを受ける。また、内閣府及び規制改革推進会議は、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、フォローアップを行う。これらのフォローアップの状況については、令和3年度末時点で整理し、公表する。

¹ 「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」は、過去の年間受付数を大幅に上回る提案を受け付ける状況となったことを受け、受付を停止しているが、提案の確認等の対応の迅速化を図った上で、早期に受付を再開することとしている。

II 分野別実施事項

1. デジタルガバメントの推進

(1) 規制改革の観点

コロナ危機において脆弱性があらわになった「書面・押印・対面」を原則とした制度・慣行・意識を抜本的に見直し、デジタルガバメントの実現を目指す観点から、以下の事項について、重点的に取り組む。

(2) 書面・押印・対面の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	書面・押印・対面見直しの確実な推進	a 令和3年3月末までに押印義務の見直しについて法令改正等が行われていない305種類の手続について、速やかに行政手続における押印の見直しを確実に実施する。 b 各府省は、オンライン化する方針の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。 c 各府省において性質上オンライン化が適当でないと考える432種類の手続のうち、少なくとも年間の手続件数が1万件以上の手続については、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について、引き続き検討する。 失業認定関連手続を含む雇用保険の受給関連手続について、最新のデジタル技術や補完的手段の活用等によるオンライン化を含む利用者負担の軽減策について検討する。 d 各府省は、法令に基づく国家資格に係る講習等について、総務省行政評価局の実態調査の結果も踏まえ、オンライン化に取り組む。	a:速やかに措置 b:可能なものから順次措置 c:速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置 d:可能なものから速やかに措置	a:内閣官房 内閣府 警察庁 復興庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 b:全府省 c:公正取引委員会 警察庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 環境省 d:全府省
2	地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化	a 内閣府は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）関係手続について、早期にシステムを構築し、十分な周知を行った上で運用を開始する。 b 警察庁は、道路使用許可等の手続について、速やかにオンライン化の試行を開始するほか、申請に先立って行われることがある事前調整を含め、手続全体のオンライン化・デジタル化に向けた検討を行い、速やかに結論を出す。これらの結果を踏まえ、速やかに本格実施に取り組む。遺失物関係については、一部府県においてオンライン化の取組を開始し、全国に拡大する。都道府県警察を含めたその他の警察関係手続についても順次オンライン化を進める。その際、事業者等との間のインターフェイス（申請項目、入力フォーム、形式面での指導内容等）を標	a:令和4年度のできるだけ早い時期に運用開始 b:速やかに措置。遺失物関係については令和4年度中に一部府県で実施。その後速やかに全国に拡大 c:令和3年度のできるだけ早期に標準モデルを構築し、その後速やかに拡大。危険物取扱者の講習のオンライン化については令和3年度中に	a:内閣府 b:警察庁 c:総務省 d:デジタル庁（内閣官房） 財務省 厚生労働省 e:経済産業省 f:国土交通省 g:全府省 h:総務省

		準化する。 c 総務省は、火災予防分野における各種手続について、電子メールでの申請書等の受付を継続しつつ、速やかにマイナポータル・ぴったりサービスを活用した申請・届出の標準モデルを構築する。その後、大規模消防本部から速やかに拡大。危険物取扱者に係る講習のオンライン化について、試行結果を踏まえた本格導入を行い、その他講習（防火・防災管理者、消防設備士等）についても速やかに検討を進め、結論を得る。 d デジタル庁（IT室）、厚生労働省及び財務省は、社会保障等に係る資格における手続について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）等の改正を踏まえ速やかに資格情報連携に関する管理システムの開発・構築を行うとともに、関係手続の標準化及びBPRの徹底に取り組み、速やかにデジタル化を開始する。 e 経済産業省は、経営革新計画の申請等手続について、令和2年度に行った実証実験に加え令和3年度に行う実証実験の結果等を踏まえ、速やかにデジタル化する。 f 国土交通省は、令和2年度に建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築設備及び昇降機等の定期検査の結果の報告について、電子メールによる報告が可能となるよう措置した。令和3年度における電子メールによる報告の活用状況や課題等を踏まえ、特定行政庁内でのデータとしての活用のしやすさや、様式の標準化について留意しつつ、他のデジタル化手法（入力システム等）を検討し、必要な措置を講ずる。 g 各府省は、上記のほか、地方公共団体と事業者等との間の手続のうち、年間1万件以上の手続であって、オンライン化が進展していないものについて、手続の性格等も踏まえ、デジタル庁と連携の上で、デジタル化に取り組むことを検討する。 h 総務省は、競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促す。	措置。その他の講習も速やかに措置 d: マイナンバー法等の改正を踏まえ、速やかにシステム開発等を行い、デジタル化を開始する e: 実証実験を踏まえ速やかに措置 f: 電子メールでの受付について措置済み。令和3年度より他のデジタル化手法を検討し、必要な措置を講ずる g: 速やかに措置 h: 令和3年度上期措置	
3	キャッシュレス化の推進	a 各府省は、支払い件数が1万件以上の手続等について、オンライン納付（インターネットバンキング、クレジットカード、口座振替等1以上）を導入する。 b 各府省は、以下の①又は②に該当する手続等のうち、窓口支払い件数が1万件以上のもの及びそれと同じ窓口で手続等が行われるものについて、窓口における現金又は	a, b: 可能なものから速やかに措置 c: 次期通常国会に法案を提出	a, b: 全府省 c: デジタル庁（内閣官房）

		キャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、QRコードの1以上）による納付を可能とする。 ① オンライン納付に対応せず、窓口支払い（印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む）に限られる手続等 ② オンライン納付に対応していても、窓口支払い（印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む）が多く残ると見込まれる手続等 c デジタル庁は、行政の手続における手数料等について、キャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、QRコード）による納付を可能とするために必要な制度整備を行う。		
4	金融分野の行政手続における書面・押印・対面手続の見直し	金融庁は、金融機関等から受け付ける申請・届出等について、令和3年3月末までに整備したシステム及び制度面での対応を踏まえ、令和3年度の可能な限り早期に運用を開始する。また、押印については、府令・監督指針等の改正を行い、令和2年中に全て廃止する。	（前段）令和3年度措置、（後段）措置済み	金融庁

(3) オンライン利用の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	オンライン利用率を大胆に引き上げる取組	a 各府省は、令和2年度に旗艦的なものとして開始した以下の28事業について、規制改革推進会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。 ・児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出（内閣府） ・道路使用許可の申請（警察庁） ・自動車の保管場所証明の申請（警察庁） ・免許証の再交付の申請（警察庁） ・役員又は主要株主の売買報告書の提出（金融庁） ・少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出（金融庁） ・電子入札、電子契約（総務省） ・中小法人における法人住民税・法人事業税の申告手続（総務省） ・自動車税関連手続（総務省） ・在留申請関連手続（法務省） ・商業・法人登記関連手続（法務省） ・不動産登記関連手続（法務省） ・国税申告手続（法人税・消費税（法人））（財務省） ・国税納付手続（財務省） ・就学支援金受給資格認定の申請（文部科学省） ・保護者等収入状況の届出（文部科学省） ・厚生年金保険関連手続（厚生労働省）	a:引き続き措置 b～e, i:速やかに措置 f:速やかに措置。保管場所標章の郵送交付については令和4年1月に措置 g:原則令和3年10月までに基本計画を策定し、取組を開始 h:実施できていない府省については、速やかに措置 j:各府省の点検後、速やかに措置	a:内閣府 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 b～d:法務省 e:厚生労働省 国土交通省 f:警察庁 総務省 国土交通省 g, h, j:全府省 i:デジタル庁（内閣官房）

	・雇用保険関連手続（厚生労働省） ・求人の申込み（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号））（厚生労働省） ・営業許可の申請等（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号））（厚生労働省） ・農林水産省所管の全行政手続（共通申請サービス（eMAFF））（農林水産省） ・経営力向上計画の申請等（経済産業省） ・中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済（経済産業省） ・建設業の許可、経営事項審査に係る手続（国土交通省） ・自動車の新規登録・変更・移転・抹消登録（国土交通省） ・建築基準法に基づく建築確認、建築設備・昇降機等の定期検査の結果の報告、大臣認定手続のオンライン化（国土交通省） ・産業廃棄物のマニフェスト制度（環境省） ・犬と猫のマイクロチップ情報登録（環境省） b 法務省は、在留申請関連手続について、既存の業務フローを抜本的に見直し、利用者目線での、オンライン完結、手数料支払いのオンライン化、添付書類の削減、A P I の開放による民間サービスの活用、利用マニュアルの見直し等を実現する。 c 法務省は、登記・供託オンライン申請システムについて、開発者等が使いやすい形での A P I 仕様の公開方法に係る改善に取り組むとともに、利用時間の 24 時間対応に向け、ニーズや費用対効果を踏まえた検討を行う。また、申請ページ（法人設立ワンストップサービスを含む）への導線や手続案内等が、手続に精通していない申請者に分かりやすいものとなるよう、法務省・法務局のウェブサイトを見直す等周知方法を改善する。 d 法務省は、これまでデジタル化の推進に多くの課題があったことを踏まえ、登記その他のデジタル社会の基盤となる制度を所管する省として、デジタル化を強力に推進する観点から、民間人材の登用を含め、デジタル化を推進する体制を構築する。 e 厚生労働省は食品衛生法の営業許可、国土交通省は建設業の許可等に係るシステムに関して、地方公共団体における業務フローの効率化・標準化に取り組み、地方公共団体の B P R を支援する。許可申請に関する事前相談についても、オンラインで十分に対応できるよう取り組む。手数料について、デジタル化による業務の効率化等を適切に反映したものとなるよう、必要な取組を行う。 f 警察庁、総務省及び国土交通省は、自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、縦割りを排して B P R を推進する体制整備を行った上で、手数料の納付や納税を一	
--	--	--

		括化することを含め、利用者目線で利便性の向上に取り組む。その際には、窓口申請と比べ、オンライン申請の処理が後回しになることがないように徹底する。なお、保管場所証明に係る手続については、警察署等への来訪が不要となるよう、保管場所標章の郵送交付を実現するとともに、手続面におけるローカルルール廃止が現場レベルで徹底されるよう取り組む。 g 各府省は、手続件数、手続の性質、手続の受け手となる機関等に応じた優先順位を踏まえつつ、オンライン利用が 100%のものなどを除き、原則として年間 10 万件以上の手続を含む事業の全てについて、28 事業（上記 a）に準じてオンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組を行う。 h 各府省は、オンライン利用率の大胆な引上げを含むデジタル化の推進のため、デジタル技術又は民間におけるデジタル改革について知見のある者の登用を含め、規制改革推進に関する答申（令和 3 年 6 月 1 日）Ⅱ 6. (2) アの「基本的考え方」に示した取組を確実に実施できる体制を整備する。 i デジタル庁は、各府省の取組について、各府省からの相談に応じるとともに、取組状況について必要な統括・監理等を行う。また、各種ワンストップサービスを始めとする取組で得られた知見、各府省の取組の相談等を通じて得た先行事例を基に、各情報システムの特長に応じた有用な情報提供等を行う。さらに、ベストプラクティスから標準アーキテクチャを設計して今後構築していくシステムに展開する。 j 各府省は、オンライン利用を促進する上で、API 連携により民間企業等の参入を図ることは極めて重要であることを踏まえ、オンライン利用率を引き上げる目標を設定した取組に当たっては、手続の性質に応じて、開発者・利用者にとって利便性の高い形で API が構築・公開されているか点検し、必要な措置を講ずる。デジタル庁（IT 室）は、民間が利用しやすい形で API が提供されるよう、API の仕様の標準化など、各府省に対して必要な助言・支援等を行う。		
6	行政手続の 100%オンライン利用	a 総務省及び財務省は、法人住民税・法人事業税／法人税・消費税の申告手続について、速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告の利用率 100%に向けた取組の検討を行う。 b 総務省及び財務省は、電子申告義務化の範囲拡大を含めた電子申告の利用率 100%に向けた取組のための環境整備の一環として、法人住民税・法人事業税／法人税・消費税の申告手続について、民間の取組も参考にユー	a: 速やかに検討を開始し、令和 4 年中に一定の結論を得た上で、可能なものから速やかに措置 b: ユーザーテストは速やかに実施。可能なものから速やかに措置 c, d, f: 速やかに検討を開始し、当面、	a, b: 総務省 財務省 c: 財務省 d: 法務省 e, f: 厚生労働省

		ザーテストを実施し、UI・UXの更なる改善を図る。また、地方税申告と国税申告について、情報連携等によるワンスオンリーを徹底するとともに、システムの共通化・標準化に向けて検討を行う。 c 財務省は、税理士が代理申告を行う場合の利用率 100%に向け、電子申告の積極的な利用を通じて事業者利便の向上等を図ることの法制化を含め、デジタル化に向けて税理士の果たすべき役割を検討し、必要な措置を講ずる。 d 法務省は、商業登記・不動産登記に係る手続について、オンライン利用率が中程度となっていることを踏まえ、まずは、上記 No. 5 の取組を通じてオンライン利用の向上を図る。併せて、司法書士等による手続代行が多いことを踏まえ、デジタル化を抜本的に進める上で司法書士等の果たすべき役割について検討を行う。 e 厚生労働省は、社会保険に係る手続について、既に電子申請が義務化されている特定法人における電子申請義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ、電子申請義務化の範囲拡大を見据えた電子申請の促進策の検討を行う。 f 厚生労働省は、社会保険に係る手続について、オンライン利用率が低い手続が多い状況にあることを踏まえ、まずは、上記 No. 5 の取組を通じてオンライン利用の向上を図る。あわせて、社会保険労務士による手続代行が多いことを踏まえ、デジタル化を抜本的に進める上で社会保険労務士の果たすべき役割について検討を行う。	必要な措置について令和 3 年中に結論を得る e: 速やかに検討を開始し、令和 4 年中に結論を得る。可能なものから速やかに措置	
--	--	--	--	--

(4) デジタル化に向けた基盤の整備等

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	デジタル化に向けた基盤の整備等	a デジタル庁（IT 室）は、申請等の主体や受け手、手続件数等に応じて、各府省が共通的に利用するシステムの開発・改修やシステム間の情報連携の拡大を推進するとともに、情報システム整備方針等において、行政手続のオンライン化に係るシステム整備の在り方等を提示する。 デジタル庁（IT 室）は、最終責任を負うトップを含めた幹部職員が、利用者にとっての利便性の向上、業務の効率化、データ活用などデジタル化の推進に際して踏まえておくべき視点・知識を得た上で、迅速かつ柔軟なシステム開発・改善等を行うことができるよう、実践的な研修の実施等に取り組む。また、システムの企画・立案等を行う上で必要な、IT・セキュリティに関する素養を有する人材を確保するため、研修等を含め必要な方策を、早急に具体化する。	a: 速やかに措置 b: 法令において登記事項証明書の添付が求められる手続における情報連携の拡大について、令和 3 年中に工程表を策定し取組を開始。国の行政機関間の全ての商業登記情報連携の無償化について、令和 3 年中に措置。独立行政法人及び地方公共団体との間の全ての連携の無償化について、令和 3 年度中を目途に措置	a: デジタル庁（内閣官房） b: 法務省 デジタル庁（内閣官房） c: 全府省 d: 全府省 e: 総務省 法務省 財務省 経済産業省

		b 法務省は、デジタル庁（ＩＴ室）と連携し、法令において登記事項証明書の添付が求められる手続については、能動的に働きかけを行い、情報連携の促進に係る工程表を作成し、可及的速やかに添付書類の省略を実現する。 また、法務省は、法整備も視野に入れ、給付事務用やＧビズＩＤ発行事務用等を含めた国の行政機関間の全ての商業登記情報連携を無償化するとともに、独立行政法人及び地方公共団体との間の全ての連携についても無償化を進める。これによりデジタルで手続を完結させ、紙の登記事項証明書の添付省略を促進する。 c 財務省、総務省、厚生労働省、金融庁、デジタル庁（ＩＴ室）その他の関係府省は、金融機関等と協議し、電子納付（効率的な他の納付方法を含む。）の促進に向けて課題を把握し、縦割りに陥ることなく取組を推進する体制を整備する。 d マイナンバーカードやＧビズＩＤの普及がオンライン利用の促進に重要であることを踏まえ、その利便性を国民にアピールする観点から、各府省は、マイナンバーカードやＧビズＩＤを所管する府省と必要に応じて連携し、マイナンバーカードやＧビズＩＤを用いることでオンライン申請できる行政手続や、添付書類の省略等が可能となる行政手続を取りまとめ、ウェブサイトにおいて公表する。 デジタル庁は、各府省に対して公表等すべき内容を指示する。また、総務省と連携の上でマイナンバーカードの普及に活用するとともに、ＧビズＩＤの普及等に活用する。 e 総務省及び財務省は、行政の契約事務のデジタル化を促進する観点から、国及び地方公共団体の契約においてクラウド型の電子署名が利用できるよう必要な省令改正等を行う。 あわせて、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）を所管する総務省、法務省及び経済産業省は、国や地方公共団体の契約におけるクラウド型の電子署名の利用の円滑化にも資するよう、グレーゾーン解消制度を活用して、個別の民間企業から同法第 2 条の該当性について確認を求められた場合には、当該制度に沿って、当該サービスの同条への該当性を明らかにするとともに、ウェブサイト等において一覧性をもって分かりやすく示す。	c: 令和 3 年中に措置 d: 速やかに措置 e: 措置済み	
--	--	--	--	--

(5) 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組	a 総務省は、地方税の収納手段の効率化・電子化を加速する観点から、地方税共通納税システムの対象税目を拡大する。第1弾として、個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、第2弾として、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加する。さらに、拡大可能な税目の有無について継続的に検証する。 b 総務省は、金融機関・地方公共団体等からなる検討会を開催し、地方税用QRコードの統一規格を取りまとめ、令和3年上期に公表する。また、関係機関のシステム改修・連携テストを経て、令和5年度課税分から地方税用QRコードの活用を開始できるよう措置する。 c 総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す。 d 金融庁は、業界団体の要望を踏まえ、地方公共団体と指定金融機関等の経費負担の課題を明確にし、規制所管府省と調整を行う。	a: (第1弾) 令和3年10月措置、(第2弾) 令和5年度以後の課税分措置 b: (前段) 令和3年上期措置、(後段) 令和4年度措置 c, d: 引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置	a~c: 総務省 d: 金融庁

(6) その他の行政手続の見直し等

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	災害救助法に基づく救助費用の求償手続の効率化	災害救助法(昭和22年法律第118号)の救助事務費に関して様式を統一した(令和3年3月)ところ、さらに、同法の求償事務について、地方公共団体へのアンケートを踏まえ、令和3年度上期に全国知事会と議論を行い、その結果を踏まえ必要なシステム開発を行う方向で速やかに対応する。	全国知事会との議論結果を得次第速やかに措置	内閣府
10	特許料等の支払方法の利便性向上	特許料等の特許庁への支払のうち、 a 予納(予め一定額を納付しておき、出願等の都度その残高から支払う制度)の入金方法について、従来の特許印紙による入金を廃止し、口座振込等によるものとする。 b 特許庁窓口において、特許印紙のほかクレジットカード等による支払も可能とする。	a: 令和3年下期措置 b: 令和4年上期措置	経済産業省
11	交通反則金の納付方法の多様化	納付方法が金融機関の窓口に限られていた交通反則金について、 a インターネットバンキングやATMから専用口座への振込みによる納付を可能とする(秋田県及び島根県において試行的に導入し、実施状況を検証の上、順次拡大)。 b 引き続き、クレジットカード納付やコンビニ納付の導入など、納付方法の更なる多様化について検討する。	a: 令和3年6月措置 b: 結論を得次第速やかに措置	警察庁
12	国による各種調査の重複排除等の改善	国による各種調査における重複排除等の改善を推進するよう a 各府省において調査項目における重複の改善、調査のオンライン化等による回答者の	a, b: 令和3年度措置 c: 令和4年度措置	a: 全府省 b: 内閣官房 c: 厚生労働省

		負担軽減等に取り組む。 b 行政改革推進本部事務局は自律的な調査の改善・活用を図る仕組みの構築へ向けた方針を策定する。 c 厚生労働省は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護サービス事業者からの介護サービス情報の報告・公表制度を活用し、介護サービス施設・事業所調査（一般統計調査）の調査自体や調査項目の統廃合を図る。		
13	転出・転入手続のワンストップ化の早期実現	マイナンバーカード所持者による転出手続と転入予約のオンライン化、転入地窓口での書類記入の手間削減、手続時間短縮を図る。	令和4年度措置	総務省
14	引っ越しに伴うナンバープレート交換に関する特例の創設	自動車の住所について個人がオンラインで変更登録申請をする場合に、ナンバープレートの交換を次回車検時まで猶予する特例を創設し、引っ越し直後の運輸支局等への車の持込みを不要化する。	令和4年1月措置	国土交通省
15	雇用保険給付金申請の添付書類の見直し	雇用保険給付金申請時の添付書類の一部（銀行通帳や運転免許証の写し等）について、提出を不要とするよう見直しを行う。	令和3年度上期措置	厚生労働省
16	国民年金保険料免除・納付猶予申請のオンライン化	国民年金保険料の免除・納付猶予の申請がマイナポータルから行えるよう、システム改修等の対応を行う。	令和4年度上期措置	厚生労働省
17	介護サービス情報公表システムの情報充実	利用者による介護サービス事業者の選択を支援するため、介護サービス情報公表システムに自治体による指導等に関する項目を追加することについて検討し、システム改修等の対応を行う。	令和3年度措置	厚生労働省

2. デジタル時代に向けた規制の見直し

(1) 規制改革の観点

デジタル技術の進展が多く分野で変化を生み出しつつある中で、技術革新の恩恵を確実に誰もが受けられるデジタル時代を構築するためには、デジタル技術を活用した柔軟かつ効率的なサービスの提供や、新たなビジネスモデルが創出されるよう、デジタル化を阻害している規制の大胆な見直しが必要である。このような観点から、以下の事項について、重点的に取り組む。

(2) 民間における書面・押印・対面規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	民間における書面・押印・対面規制等の見直し	a 内閣府及び法務省は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 486 条の改正により、令和 3 年 9 月から弁済に係る受取証書について電磁的記録の提供の請求が可能となることを踏まえ、施行後に小売店等の店頭において混乱を来さないよう、あらかじめ Q & A 等で法令解釈を明らかにし、広く周知を図る。 b 法務省は、令和 3 年 10 月以降に開催される株主総会について、新型コロナウイルス感染症の影響により株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の対象を拡大する措置が引き続き必要となった場合には、当該措置を講ずる。 c 経済産業省は、株主総会プロセスにおける企業と株主による対話の充実に向けて、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施の推進のため、実施ガイドなどの更なる充実を図る。 d 国土交通省は、不動産の売買取引におけるオンラインによる重要事項の説明について、社会実験の結果を踏まえ、ガイドラインを改定し、テレビ会議等による非対面の説明が可能である旨を明らかにする。 e 国土交通省は、設計受託契約・工事監理受託契約に係る IT を活用した重要事項の説明について、暫定的に運用しているテレビ会議等による非対面の説明を本格的に運用するためのガイドラインを整備する。 f 国土交通省は、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）において義務付けている建築確認申請等における図面への押印を不要とするよう見直しを行い、改正措置を講ずる。 g 国土交通省は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく建築士事務所の都道府県知事への登録について、同一都道府県内に複数の業務拠点を設けようとする場合等において、合理的な登録が可能となるよう要件を整理し、関係者に周知する。	a: 令和 3 年度上期措置 b: 令和 3 年度中に必要に応じて措置 c～g: 措置済み	a: 内閣府、法務省 b: 法務省 c: 経済産業省 d～g: 国土交通省

(3) デジタル社会の基盤整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	公的情報基盤の整備・連携	内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、総務省、法務省及び農林水産省は、「地番」情報の個人情報保護に係る取扱いについて、情報の活用と個人情報保護の両面から整理を行う。	令和3年度上期措置	内閣官房 内閣府 個人情報保護委員会 総務省 法務省 農林水産省
3	アジャイル型システム開発に係るルール整備	a 厚生労働省は、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和61年労働省告示第37号）に関する疑義応答集が、「システム開発」の現場にも適用され得る考え方であることを明確にし、周知を図る。 b 厚生労働省は、関係府省とも連携の上、アジャイル型開発の環境整備に向け、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準の具体的当てはめの明確化について、新しい開発手法を活用するベンチャー企業等を含めた実務者会合を早期に立ち上げ、システム開発の実態を踏まえつつ検討を行う。その結果に基づいて疑義応答集等で考え方を明らかにし、広く周知を図る。	a: 措置済み b: 令和3年度上期検討開始、結論	厚生労働省

(4) デジタル時代における刑事法の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	デジタル時代における刑事法の在り方	以下の点について、確認が行われた。 - サイバー・セキュリティの研究又は教育の目的で、コンピュータに不具合を生じさせるウイルス等のプログラムの作成や保管する行為が、不正指令電磁的記録に関する罪（刑法（明治40年法律第45号）第168条の2及び第168条の3）における「正当な理由がないのに」又は「人の電子計算機における実行の用に供する目的で」との要件を欠く場合は、同罪は成立しないこと。 - デジタル通貨についての検討状況を踏まえ、将来、強制通用力をもって発行されることとなる場合には、通貨偽造罪についても所要の検討を行うこと。	措置済み	法務省 警察庁

(5) 刑事手続等のデジタル化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	刑事手続等のデジタル化	a 法務省は、警察庁等の関係機関と連携の上、司法府における自律的判断を尊重しつつ、刑事手続におけるデジタル技術の活用方策について、民事訴訟手続のデジタル化の状況、現場でのニーズの高さや喫緊性等を踏まえ、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において法制化についての検討を進め、令和3年度内を目途に取りまとめを行い、その後速やかに、法制化に向けたスケジュールについて検討を行い、結論を得る。 b 法務省及び警察庁は、司法府における自律的判断を尊重しつつ、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進する。特に、警察庁は、デジタル化により、都道府県警察における捜査や事件管理・証拠品管理等を効率的に推進するための全国統一的なシステムの構築を目指し、その時期も含めて必要な検討及び調整を行う。 c 法務省は、刑事手続における証拠開示に関し、必要な情報セキュリティ対策を前提に、紙媒体の証拠を電磁的記録媒体に謄写することも可能となるよう、謄写環境の整備に向けた取組を進める。 d 法務省は、司法府における自律的判断を尊重しつつ、現行家事事件手続法（平成23年法律第52号）の下でのウェブ会議等を活用した非対面での運用としての一部の家庭裁判所本庁における試行を踏まえて、当該運用の他の家庭裁判所への展開、同様に現行法制下での民事保全、執行、倒産手続等における地方裁判所でのウェブ会議等を活用した非対面での運用・展開に関する検討を進めることについて、最高裁判所に協力を求める。最高裁判所には、早期に結論を得ることを期待する。 e 法務省は、司法府における自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟手続におけるデジタル化の実施状況・法制度整備・施行予定との整合性や手続の特性等も考慮しつつ、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に関する検討を継続し、一定の結論を得る。	a: 検討会における検討については令和3年度内を目途に取りまとめ、法制化のスケジュールについては上記取りまとめ後速やかに結論 b: 令和3年度以降継続的に措置 c, d: 令和3年度措置 e: 令和4年度結論	a, c～e: 法務省 b: 法務省、警察庁

(6) 船荷証券の電子化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	船荷証券の電子化	法務省は、「商事法の電子化に関する研究会」(令和3年4月立上げ)に参加し、国際的な動向等も踏まえ、船荷証券の電子化に向けた制度設計も含めた調査審議を進め、令和3年度中に一定の結論を得、速やかに法制審議会への諮問などの具体的措置を講ずる。	令和3年度検討開始・結論、結論を得次第速やかに措置	法務省

(7) 金融分野における書面・押印・対面手続の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	金融分野における書面・押印・対面手続の見直し	民間同士の手続に関して府令・監督指針等により書面・押印・対面を求めている手続については、その必要性を検証した上で、令和3年上期に見直す。また、業界慣行による書面・押印・対面手続については、金融庁と金融業界が連携して検討を行う検討会において、令和2年中に論点の取りまとめを行う。	(前段)令和3年上期措置、(後段)措置済み	金融庁

(8) 専任・常駐義務等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	特定建築物の建築物環境衛生管理技術者の兼務要件の合理化	厚生労働省は、建築物環境衛生管理技術者の兼務が認められる要件について「維持管理権原者が同一」であること等の必要性も含め、建築物環境衛生管理技術者の兼務要件の合理化について、令和3年夏を目途に、「建築物衛生管理に関する検討会」(令和2年12月立上げ)において最終報告書の取りまとめを行う。	令和3年度上期措置	厚生労働省
9	監理技術者の配置における専任要件の更なる合理化	国土交通省は、令和2年10月1日に施行された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)により、監理技術者の専任配置要件を合理化し、監理技術者の兼務が当面2現場まで可能となったことを受け、今後、兼務活用現場の実態やICTの活用状況等について調査・検証し、安全や品質を確保した上での拡充の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。	引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置	国土交通省

(9) 自動運転の実装に向けた環境整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	歩行者用道路での自動運転車両走行	警察庁は、歩行者に対する十分な周知等を前提として、歩行者用道路における自動運転車両の走行が道路使用許可により対応可能である旨ホームページに掲載し、都道府県警察に周知する。	措置済み	警察庁
11	既存バス停での駐停車の実現	警察庁は、路線バス等を利用する者の安定的な輸送の確保に資すると認められる自動運転バスについては、実証実験主体とバス事業者の合意に基づき、新たに標識を設置する	措置済み	警察庁

		ことなく、既存バス停での駐停車が可能である旨ホームページに掲載し、都道府県警察に周知する。		
12	都道府県ごとの施設内審査の省略	警察庁は、各都道府県警察で過去に実施された施設内審査の合格歴を把握し、新たな実験場所を管轄する都道府県警察に当該情報を通知すること等により、実証実験で監視・操作者となる者が合格済みの審査項目については審査を省略する。	措置済み	警察庁
13	改造車の基準緩和手続の合理化	国土交通省は、同一事業者の申請受付に当たって、同じシステム等を搭載し、使用方法も同じである車両の場合には、当該部分の再審査を省略する。基準緩和の認可手続を担当する地方運輸局に当該審査手続の合理化を周知・徹底するとともに、合理化が可能である旨をホームページでも周知する。	措置済み	国土交通省
14	完全キャッシュレスに対応した移動サービス車両の確立	国土交通省は、乗合バス等の無人自動運転移動サービスの実用化に向けて、完全キャッシュレスに限定した自動運転サービスの導入が可能となるよう、道路運送法（昭和26年法律第183号）第13条の考え方を明確にする。あわせて、事前に十分な周知を行うなど現金のみの利用者にも十分配慮した上で、当該サービスの提供が可能となるよう措置し、その旨をホームページで周知する。	措置済み	国土交通省
15	自動運転に関する規制改革	a 多くの試験自動車を公道で走行できるようにするため、「コネクテッド技術（通信で外とつながる技術）」の活用を前提とした、運転者等の遠隔管理による試験走行制度の見直しに着手する。 b 独立行政法人自動車技術総合機構が並行輸入自動車の審査を行う際に必要となる「技術基準等適合証明書」への海外自動車メーカーのサインは電子署名も可能にする。 c 実証実験を行う場所が道路使用許可が必要となる「道路」に該当するか否かについて、過去の事例を踏まえて考え方を示した資料を公表する。	a: 令和3年度着手、結論を得次第速やかに措置 b, c: 令和3年上期措置	a, b: 国土交通省 c: 警察庁

(10) 次世代モビリティにおける安全・安心の確保と利便性向上の両立

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	次世代モビリティにおける安全・安心の確保と利便性向上の両立	国土交通省は、「次世代モビリティの安全確保策のあり方検討会」（仮称）を設置し、次世代モビリティについてセルフチェック機能を搭載した使用過程車に関する故障データの収集・分析を進め、次世代モビリティに関する新たな点検手法やデータ利用の有効活用に関する制度設計を行う。	令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	国土交通省

(11) 宿泊施設の非対面手続の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
17	宿泊施設の非対面手続の促進	a 厚生労働省は、宿泊者名簿の記載に関して、自筆での記載を必須としない旨を明確化	措置済み	厚生労働省

		し、事務連絡等で各地方公共団体に周知徹底する。 b 厚生労働省は、I C Tの活用による玄関帳場の代替・宿泊者名簿の電子化の状況について実態を把握するとともに、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）について適切に運用が行われるように各地方公共団体に要請する。		
--	--	---	--	--

(12) Society 5.0 の実現に向けた電波・放送制度改革の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	電波の有効利用	a 総務省は、関係府省庁・機関（内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省、指定公共機関等）が共同利用できる公共安全 L T Eについて、現在実施中の実証試験を踏まえ、早期に実現する。 b 総務省は、異なる無線システム間において地理的・時間的に柔軟な周波数の共用を可能とするダイナミック周波数共用システムを実用化する。 c 総務省は、十分に有効利用されていない帯域について周波数の返上を促進する観点から、電波利用の適正な対価・インセンティブ等をレバレッジとし、実効的な仕組みを構築する。 d 総務省は、特定基地局開設料制度に基づく周波数割当を着実に実施する。 e 総務省は、電波オークション制度について、デメリットとされている事項に対する諸外国の対応も含め、エビデンスに基づく具体的かつ総合的な事例調査を行い、報告書を取りまとめる。	a, c: 令和 3 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b, d, e: 令和 3 年度措置	総務省
19	デジタル時代におけるコンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	a 同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正 ² について、放送事業者と権利者の双方が不安なく新しい制度を活用できるよう、総務省と文化庁は共同して関係者間の協議を着実に進め、また、ガイドラインの策定を着実に行うことで、円滑に施行し、実効的な運用の実現を図る。その際、ガイドラインは、権利者に意思表示の機会を適切に与えつつ、事後的な紛争が生じないよう、運用の指針を示すものとし、制度内容やその活用方法、留意事項等について明確かつ平易な表現で記載するとともに、インターネット配信に係る権利処理のノウハウやリソースに乏しいローカル局にも資するよう、Q & A 等において分かりやすく周知する。 b 文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツ、U G C（いわゆる「アマチュア」のクリ	a: 令和 3 年夏までに措置 b: 令和 3 年検討・結論、令和 4 年度措置 c: 令和 3 年措置	a: 総務省 文部科学省 b: 内閣府 総務省 文部科学省 経済産業省 c: 文部科学省

² 「著作権法の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 52 号）

		エイターによる創作物)、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。その際、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエイター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ検討を行い、所要の措置を講ずる。 c 文化庁は、同時配信等における協議不調の場合の裁定制度の整備等に係る著作権法改正を踏まえ、裁定制度全般に関する手続の迅速化・簡素化を進めるための措置を講ずる。		
20	ローカル局の経営基盤強化	a 総務省は、マスメディア集中排除原則が目指す多様性、多元性、地域性に留意しつつ、ローカル局の経営自由度を向上させるための議論を進める。特に、役員兼任規制の見直しなどのローカル局から直接要望のある論点に限らず、制作能力や設備面の集積や共用による、ローカル局の総合的な経営力・企画力の向上が可能となるよう、隣接県に限らない経営の連携等の枠組みなど、中長期的な放送政策の全体像を踏まえた施策を検討する。 b 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の改正を前提として、NHKとローカル局又はローカル局同士での、放送設備やインターネット配信設備の共用化が進むよう、総務省はローカル局の要望等を踏まえつつ、NHKを含めた放送事業者間の協議の場が設けられるために、必要な措置を講ずる。	a: 令和 3 年度検討・結論 b: 令和 3 年度措置	総務省
21	放送のユニバーサルサービスの在り方	令和 3 年度の「地上放送インフラのあり方に関する調査研究」の結論を基に、地上波テレビジョン放送の機能の全部又は一部をブロードバンド網に代替させることについて、コストベネフィット分析を踏まえた具体的な選択肢や、国民負担の軽減を考慮したあまねく受信義務・努力義務の在り方も含めて、検討を行う。	令和 3 年度検討開始、早期に結論	総務省

(13) 公証制度における書面、対面規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
22	公証制度における書面、対面規制の見直し	a 法務省は、私署証書及び定款の認証に係る一連の手続における利用実態を把握した上で、当該手続におけるデジタルで完結する方式の普及促進のために、利用者の利便性の向上に資するシステム改修や利用者への周知も含めた効果的な方策について検討し、必要な措置を講ずる。 b 法務省は、遅くとも令和 7 年度までに公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化を目指すこととし、関連する民事裁判手続	a: 令和 3 年以降順次措置 b: 令和 3 年度に工程表を作成し、遅くとも令和 7 年度までに順次措置	法務省

		の I T 化に向けて民事訴訟法改正案が令和 4 年に提出されること等を踏まえて、具体的な工程表を作成の上、必要な措置を講ずる。		
--	--	--	--	--

(14) 医療分野における D X 化の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
23	医療分野における電子認証手段の見直し	a 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」及び「電子処方箋の運用ガイドライン」(以下、本項において「ガイドライン」という。)について、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 44 号)において記名押印に代わるものとして認められている電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律第 2 条第 1 項の電子署名)の利用が可能である旨を医師法(昭和 23 年法律第 201 号)等の法令を踏まえ、規定する。その際、医療現場のニーズを踏まえ、電子署名の活用促進につながるようなガイドラインの内容を検討する。 b 処方箋等、医師等の国家資格の確認が必要な文書について電子署名を利用する場合には、当該資格の確認が必要であることを前提としつつ、従来から利用が推奨されている H P K I に加えて、これ以外の電子署名の利用に資するよう、当該資格の確認方法や確認する際の考え方について明らかにする。その際、医師等の国家資格の確認方法として、電子署名を施す者及び電子署名を検証する者の双方にとって負担とならない方法についても、医師法等の法令や医療現場のニーズを踏まえ検討する。	令和 3 年度結論・措置	厚生労働省
24	治験の仕組みの円滑化	a 医療機関や関係者が電子カルテ等医療情報を授受するに当たって当事者が講ずべき安全措置やセキュリティ対策と併せて、外部ネットワーク等が活用可能であることを分かりやすく周知する。 b 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)に基づくモニタリングにおいて、電子カルテ等のデータを系統的に処理して症例報告書等を作成した場合において、簡素な方法により原資料との照合・検証が可能であることを明確化し、周知する。	令和 3 年度措置	厚生労働省
25	患者の医療情報アクセス円滑化	a 患者が診療情報の開示を請求する際の手続について、医療機関における診療情報の開示請求処理の実態を把握した上で、本人確認の在り方等を整理するとともに、オンラインでの請求申立てが可能であることを明確化し、「診療情報の提供等に関する指針」(以下、本項において「指針」という。)において記載することを検討し、結論を得る。 b 患者が診療情報の開示を受ける際、電磁	a, c: 令和 3 年検討開始、結論を得次第速やかに措置 b: 令和 3 年度措置	a, c: 厚生労働省 b: 厚生労働省、個人情報保護委員会

		的記録の提供による方法等で開示を請求できることを明確化し、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に記載する。 c 診療情報の開示について、医療機関における診療情報の開示請求処理の実態を把握した上で、開示に一定期間を要する場合には請求者に一定の応答を行うのが望ましいことを指針において記載するなど、開示を迅速化するための方策を検討し結論を得る。		
--	--	--	--	--

(15) 医薬品・医療機器提供方法の柔軟化・低コスト化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
26	一般用医薬品販売規制の見直し	a 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 3 号）における一般用医薬品の販売時間規制（一般用医薬品の販売時間が当該店舗の開店時間の一週間の総和の 2 分の 1 以上）を廃止する。 b 一般用医薬品の販売に関して、情報通信機器を活用した店舗販売業における一般用医薬品の管理及び販売・情報提供について、薬剤師又は登録販売者が一般用医薬品の区分に応じて実施すべき事項や、店舗販売業者の責任において販売することなどを前提に、薬剤師又は登録販売者による情報通信機器を活用した管理体制・情報提供の在り方について検討した上で、必要な措置をとる。	a: 措置済み b: 引き続き検討を進め、早期に結論	厚生労働省
27	中古医療機器売買の円滑化	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）に定める中古医療機器の販売等に係る通知及び指示について、製造販売業者から販売業者等への指示の実態を把握し、当該指示の適正な実施を確保するための方策を講ずること等について検討する。	令和 3 年度検討開始、早期に結論	厚生労働省
28	単回使用医療機器再製造品の普及	a 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づく許可を受けた製造販売業者が、再製造の目的で医療機関等から医療機器又はその部材を受入れ、分解、洗浄等を行うことについては、医薬品医療機器等法に基づく個別製品の承認及び同法に基づく「再製造単回使用医療機器基準」（平成 29 年厚生労働省告示第 261 号）に基づき実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定によらず、実施可能であることを各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部宛等に通知等で明らかにする。 b 医薬品医療機器等法に基づく承認申請のために行われる、単回使用の医療機器の再製造に係る試験研究において、当該試験研究に用いる医療機器が廃棄物に該当する場合は、『規制改革・民間開放推進 3 か年計画』（平	令和 3 年度措置	環境省

		成 17 年 3 月 25 日閣議決定)において平成 17 年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について」(平成 18 年 3 月 31 日付け環廃産発第 060331001 号通知)の措置を活用することにより、廃棄物処理業の許可及び廃棄物処理施設の設置許可を要することなく、当該試験研究が行えることを明確化する。		
29	調剤業務の効率化	薬局における薬剤師の対人業務を充実させるため、調剤技術の進歩や医薬品の多様化等の変化を踏まえ、調剤に係る業務プロセスの在り方を含め、医療安全を確保しつつ調剤業務の効率化を進める方策を検討し、必要な見直しを行う。	令和 3 年度検討開始、早期に結論	厚生労働省

(16) 最先端の医療機器の開発・導入の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
30	最先端の医療機器の開発・導入の促進	a プログラム医療機器開発におけるビジネス展開の予見可能性を高めるために、医薬品医療機器等法上の医療機器該当性、承認手続及び保険適用の可能性について、一元的な事前相談が可能な体制を整備する。また、現在、プログラム医療機器該当性に関する相談窓口である各都道府県の相談窓口・担当者ごとに判断にばらつきが生じないように、データベースでの情報共有等を行うことで、統一的な判断を行える体制を整備する。 b プログラムにおける、プログラム医療機器への該当性の判断が容易になるよう、既存事例の追加やプログラム医療機器該当性の基準を明確化する。 c 厚生労働省は、各都道府県等の相談窓口でのプログラム医療機器該当性の判断結果を共有できるデータベースを構築し、定期的にアップデートする。加えて、相談した事業者の情報公開の同意がある場合には、厚生労働省のホームページで公開するなど他の事業者による閲覧を可能とする。 d プログラム医療機器等の開発等における萌芽的シーズを国内外の状況調査を実施することにより早急に把握し、今までの医療機器とは異なる性質を持つプログラムとしての特性を踏まえた一定の分類ごとに審査の考え方を整理し、分類ごとに求められるエビデンスや治験の実施方法等を明確化した上で、具体的な評価指標を作成する。 e プログラム医療機器等の最先端の医療機器の承認審査には、従来の医療機器評価に必要とされる知見のみならず、異なる分野(IT・プログラム・ソフトウェア)の専門性が求められることから、その審査に特化し専門性を有した審査体制を構築する。加えて、薬事・食品衛生審議会にプログラム等に特化した専門調査会を新設し、早期承認・実用化に	a, b, c, e: 措置済み d, f, g, h: 令和 3 年度検討・結論 i, j, k: 令和 3 年度措置	a~i, k: 厚生労働省 j: 厚生労働省、個人情報保護委員会 ただし、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に係る部分については、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

		向けた体制強化を行う。 f プログラム医療機器について、プログラムの特性を踏まえ、柔軟かつ迅速な承認を可能とする審査制度を検討する。また、承認後にも継続的なアップデートが想定されるプログラム医療機器については、当該アップデートに係る一部変更承認申請の要否等に関するルールについても整理し、明確化する。 g 診療報酬上の技術料等の算定におけるプログラム医療機器の評価については、医療従事者の働き方改革等の視点を含めて、当該プログラム医療機器を活用して患者に対して提供される医療の質の確保・向上に係る評価の考え方を明確化する。 h プログラム医療機器を使用した医療技術について、先進医療として保険外併用療養費制度の活用が可能であることを周知するとともに、選定療養の枠組みの適用についても検討する。 i 医療機器販売業の許可申請又は届出において、電気通信回線を通じてプログラム医療機器を提供する事業者については、有体物の医療機器の販売を前提とした当該営業所の平面図等の提出書類の省略を可能とするなど、真に必要なものに限定する。 j A I 画像診断機器等の性能評価において、仮名加工情報を利用することの可否について検討した上で、教師用データや性能評価用データとして求められる医療画像や患者データについて整理を行い、当該データを仮名加工情報に加工して用いる際の手法等について具体例を示す。あわせて、仮名加工された医療情報のみを用いて行う A I 画像診断機器等の開発・研究等への「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）の適用の要否について整理を行い、その結果について周知する。 k 診断用プログラム医療機器等の承認申請に用いる性能評価試験において、新たに人体への侵襲や介入を伴うことなく、既存の医療画像データや診療情報のみを利用して性能評価を行う場合においては、当該試験を治験として実施する必要がないということを改めて明確化する。		
--	--	---	--	--

(17) 医療・介護分野における生産性向上

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
31	産業医の常駐及び兼務条件の緩和	a 産業医の業務に関して、労働衛生水準を損なうことなくオンラインで実施可能な業務内容等を整理した上で、一定規模以上の事業場において専属で選任が必要な産業医（以下「専属産業医」という。）に求められている常駐の必要性を見直し、オンラインで実施可	措置済み	厚生労働省

		能な業務の考え方等を通知等で明らかにする。 b オンラインで実施可能な業務内容等の整理の結果等を踏まえて、「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」（平成9年3月31日基発第214号）及び「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の事業場間の地理的関係について」（平成25年12月25日厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通知）により求められている、専属産業医が他の事業場の非専属産業医を兼務する際の地理的要件（1時間以内で移動できる範囲）を廃止する。		
32	デジタル化の進展等に対応するための歯科技工業務の見直し	a 複数の歯科技工士等による歯科技工所の共同開設が可能であることを明確化し、周知する。 b 他の歯科技工所や歯科技工所以外で行われる業務に対する歯科技工所の管理者の責任を明確化した上で、CAD/CAM装置等を用いた自宅等でのリモートワークが可能であることを明確化し、周知する。 c 歯科技工業務の前提となる歯科医師による指示、業務従事者や構造設備等について行うこととされる歯科技工所の届出の内容を見直した上で、歯科技工に使用する機器を複数の歯科技工所が共同利用することが可能であることを明確化し、周知する。 d 歯科技工技術の高度化やデジタル化、歯科技工士の就業ニーズの変化を踏まえ、歯科技工所の構造設備基準や歯科技工士の新たな業務の在り方等を総合的に検討し、必要な措置を講ずる。	a, b: 令和3年度措置 c: 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 d: 令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省
33	介護サービスの生産性向上	a 「社会保障審議会介護保険部会『介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会』中間取りまとめを踏まえた対応について」（令和2年3月及び令和3年3月厚生労働省老健局長通知）に示された事項の取組状況を把握した上で、介護事業所が指定権者である都道府県等に提出を要する文書の更なる簡素化・標準化に取り組む。また、事業所指定に関する申請など介護事業者が行政機関に対して行う文書提出のオンライン化に向けて、介護サービス情報公表システムの改修を着実にを行うとともに、継続的な機能拡充に取り組む。 b 介護サービス事業者間におけるケアプランの電子的な送付・保存を可能とする「ケアプランデータ連携システム」について、今後の工程・スケジュールを明らかにした上で早期の運用開始に向けて取り組む。また、ICT導入支援事業の実施状況・効果を継続的に検証し、介護職員等が行う介護記録の作成・保存やこれに基づく報酬請求事務の一層の電子化に取り組む。	令和3年度以降逐次措置	厚生労働省

		c ICT・ロボット・AI等の技術の進展とその導入による介護現場の業務効率化の効果を継続的に検証し、引き続き、介護報酬上の評価の見直し等を検討する。		
--	--	--	--	--

(18) オンライン診療・オンライン服薬指導の特例措置の恒久化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
34	オンライン診療・オンライン服薬指導の特例措置の恒久化	a オンライン診療・服薬指導については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、現在の時限的措置を着実に実施する。 b 医療提供体制におけるオンライン診療の果たす役割を明確にし、オンライン診療の適正な実施、国民の医療へのアクセスの向上等を図るとともに、国民、医療関係者双方のオンライン診療への理解が進み、地域において、オンライン診療が幅広く適正に実施されるよう、オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、地域の医療関係者や関係学会の協力を得て、オンライン診療活用の好事例の展開を進める。 c 情報通信機器を用いたオンライン診療については、初診からの実施は原則、かかりつけ医による実施（かかりつけ医以外の医師が、あらかじめ診療録、診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断結果等の情報により患者の状態が把握できる場合を含む。）とする。 健康な勤労世代等かかりつけ医がいない患者や、かかりつけ医がオンライン診療を行わない患者で上記の情報を有さない患者については、医師が、初回のオンライン診療に先立って、別に設定した患者本人とのオンラインでのやりとりの中でこれまでの患者の医療履歴や基礎疾患、現在の状況等につき、適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合にはオンライン診療を認める方向で一定の要件を含む具体案を検討する。その上で、対面診療との関係を考慮し、診療報酬上の取扱いも含めて実施に向けた取組を進める。 d オンライン服薬指導については、患者がオンライン診療又は訪問診療を受診した場合に限定しない。また、薬剤師の判断により初回からオンライン服薬指導することも可能とする。介護施設等に居住する患者への実施に係る制約は撤廃する。これらを踏まえ、オンライン服薬指導の診療報酬について検討する。 e オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋システムの運用を開始するとともに、薬剤の配送における品質保持等に係る考え方を明らかにし、一気通貫のオンライン医療の実現に向けて取り組む。	a：新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、継続的に措置 b～e：令和3年度から検討開始、令和4年度から順次実施（電子処方箋システムの運用については令和4年夏目途措置）	厚生労働省

(19) 健康保険証の直接交付

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
35	健康保険証の直接交付	保険者が支障がないと認めた場合には、健康保険証を保険者から被保険者（従業員）へ直接交付することが可能となるよう、省令改正を行う。	令和３年度措置	厚生労働省

3. 成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革

(1) 規制改革の観点

コロナ禍によってとりわけ疲弊している地方経済を活性化していくため、ポストコロナを見据えた観光振興のほか、地域住民などの利便性向上に資するモビリティ改革を実現するべきである。

また、農業者、漁業者の高齢化や人手不足など、我が国の農林水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、農業者や漁業者などの所得を押し上げ、地域経済を活性化し、農林水産業の成長産業化、国際競争力強化を促進するべきである。

これらの観点から、以下の事項について、重点的に取り組む。

(2) 飲食店等の道路占用許可基準の緩和等

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	飲食店等の道路占用許可基準の緩和等	a 国土交通省は、歩行者利便増進道路制度（以下、本項において「新しい制度」という。）が令和2年11月25日に施行されたことに鑑み、令和3年9月末まで延長された沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準の緩和を利用する飲食店等が新しい制度に移行する際、切れ目を生じさせないよう必要な措置を講ずる。新しい制度の運用に当たっては、それを利用する飲食店等にとって、より簡便な手続となるように取り組む。 b 国土交通省は、道路占用制度に係るホームページについて、利用者が必要な情報に容易にアクセスできるように改修を進める。また、新しい制度では、警察による道路使用許可上の確認項目も当該ホームページに掲載し、道路占用システムによる一括（ワンストップ）の申請が可能となるように対応する。さらに、地方公共団体等の道路管理者にも、オンライン申請を促進させる国の方針を周知する。 c 警察庁は、新しい制度を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る道路使用許可申請に当たって、定型的に確認が必要となる事項を整理し、国土交通省と連携して、同省の道路占用制度に係るホームページに掲載するとともに、道路占用システムによる一括（ワンストップ）の申請が可能となるように対応する。また、所轄警察署が新しい制度を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る申請を受けた際、その内容を踏まえ、地元の消防署に緊急自動車の通行に支障が生じるような案件に係る情報が適切に共有されるよう、警察庁は都道府県警察を指導する。 d 消防庁は、新しい制度を活用した沿道飲食店等の路上利用に係る申請があった際、地元の警察署から緊急自動車の通行に支障が生ずるような案件に係る情報が地元の消防署に適切に共有されるよう警察庁と連携して取り組むとともに、地方公共団体に必要な周知を行う。	措置済み	a, b: 国土交通省 c: 警察庁 d: 総務省 e: 厚生労働省

		e 厚生労働省は、食品衛生法の改正に伴い、施設について、厚生労働省令で定める基準を参酌して条例で必要な基準を定めるとされたことに鑑み、保健所を設置している地方公共団体の条例が、厚生労働省令の基準が客席の規定を設けていないことと齟齬を来さないよう、当該団体の取組状況を適切にフォローする。		
--	--	---	--	--

(3) 生産性向上に向けた物流改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	生産性向上に向けた物流改革	a 国土交通省は、「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成 15 年 2 月 14 日自動車交通局貨物課長通達）に関して、平成 30 年 11 月から 12 月に実施したパブリックコメントや、コロナ禍をめぐる物流に対する需要が大幅に増加している現下の情勢等も踏まえ、対象時期等の見直しを含む必要な通達の改正を行う。 b 国土交通省は、上記通達の改正後の状況をモニタリングしつつ、ラストワンマイル配送において当該通達でもカバーできない具体的なニーズについて、利用者の利便性向上の観点から定量的・定性的な実態調査を行い、報告書を取りまとめる。 c 国土交通省は、優良事業者のみに認められている他営業所の運転者に対する I T 点呼を、I T の進展を踏まえて全ての事業者で実施できるよう拡大する等、運行管理の高度化を進める。具体的には、「運行管理高度化検討会」（令和 3 年 3 月設置）における実証実験を通じて、I T 点呼の対象拡大に向けた機器の性能要件の設定や、自動点呼の導入に向けた点呼支援機器の認定制度の構築を行う。 d 国土交通省は、規制所管府省や荷主、運送事業者と連携し、下請取引改善に関して、対策のガイドラインの効果検証及び他品目への横展開を進める。あわせて、荷主団体等に対する一層の理解醸成・協力要請を含め、取引環境・長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知・浸透について具体的な対策を実行する。 e 国土交通省は、関係府省庁や荷主、運送事業者と連携し、共同配送等の実現に向けた標準化実行計画の速やかな実行を推進するとともに、荷主団体等に対する理解醸成・協力要請を行う。 f 国土交通省は、宅配事業の生産性向上並びに消費者の利便性向上に資する置き配に関して、消費者の利益が適切に確保されるよう留意しつつ、事業者の約款を認可する。	a: 引き続き検討を進め、令和 3 年度上期結論・措置 b: 令和 3 年検討・措置 c～e: 令和 3 年検討・結論・措置 f: 措置済み	国土交通省

(4) タクシーの利便性向上

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	タクシーの利便性向上	a 国土交通省は、現行のタクシーメーターと代替可能なソフトメーターの導入に向けた制度設計を進める。具体的には、「ソフトメーターの導入に向けた検討会」（令和3年3月設置）において正確性の担保を始めとする残課題を精査し、結論を得る。なお、ソフトメーターが具備すべき機能やその活用に関しては、配車アプリ事業者等の参画も得つつ検討し、輸送等のデータを活用したタクシーサービスの高度化に取り組む。 b 国土交通省は、変動運賃制度の在り方について検討を進める。その際、海外の実態調査や実車による実証、利用者の意向把握等を丁寧に行う。また、地域・曜日・時間帯・天候等、様々なケースにおける需給やマッチングデータ等を取得し、配車アプリ事業者等の参画も得てエビデンスに基づく議論を行う。加えて、公共交通機関として利用者の理解が得られる、妥当な変動幅となるよう留意する。 c 国土交通省は、隣接敷地・近距離の営業所と車庫間でのみ認められている現行のIT点呼を、ITの進展を踏まえて遠距離を含む営業所間でも実施できるよう拡大する等、運行管理の高度化を進める。具体的には、「運行管理高度化検討会」（令和3年3月設置）における実証実験を通じて、IT点呼の対象拡大に向けた機器の性能要件の設定や、自動点呼の導入に向けた点呼支援機器の認定制度の構築を行う。	a, c: 令和3年結論・措置 b: 令和3年検討開始、結論を得次第速やかに措置	国土交通省

(5) 民泊サービスの推進に向けた取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	条例の制定趣旨の明確化	厚生労働省及び観光庁は、地方公共団体が民泊に関連して独自に制定している条例の内容を調査し、その結果をホームページに掲載すること等を通じて、各条例における規定の趣旨を明確化し、地方公共団体にも調査結果を周知する。	令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省 国土交通省
5	オンライン申請手続の推進	a 厚生労働省及び観光庁は、ユーザー目線に立って、住宅宿泊事業の届出に必要とされる書類を精査し、可能なものから順次、廃止又は簡素化する。 b 厚生労働省及び観光庁は、既存の「民泊制度運営システム」による申請に当たって、申請事項が入力された様式の電子ファイルを追加的にアップロードする必要がないように対応する。	令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省 国土交通省
6	消防法による規制の見直し	消防庁は、住宅宿泊事業者を始め関係者と緊密に連携し、各地方公共団体の事例や課題等を積極的に把握するとともに、住宅宿泊事業者や各地方公共団体の消防機関に対し、宿泊者の安全を確保するために必要な消防法令や消防用設備等の設置等の対策を分かりやすく整理した上で、周知する。	令和3年度検討・結論・措置	総務省
7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による規制の見直し	環境省は、住宅宿泊事業に伴い発生するごみについて、各地方公共団体における処理の実態等を調査する。また、有料ステッカー等を貼付するなどの手法で、家庭ごみと一緒に事業系ごみを地方公共団体の収集に出すことを認める運用を行っている優良事例等を全ての地方公共団体に周知する。	令和3年度検討・結論・措置	環境省
8	食品衛生法による規制の見直し	厚生労働省は、家主滞在型の住宅宿泊事業の用に供する住宅が飲食店営業の許可を取得する際に求められる施設基準について、家庭用台所と営業で用いる調理場所の併用等の弾力的な運用が可能である旨、地方公共団体に通知する。	令和3年度検討・結論・措置	厚生労働省
9	特区民泊及び旅館業許可物件への規則性ある付番の設定	内閣府及び厚生労働省は、観光庁と連携し、旅館業法第3条及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条の用に供する施設について、規則性ある全国統一の付番を設定する。	令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	内閣府 厚生労働省 国土交通省

(6) 会社設立時の定款認証に係る公証人手数料の引下げ

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	会社設立時の定款認証に係る公証人手数料の引下げ	法務省は、会社設立時の定款認証に係る公証人手数料について、起業促進の観点からその引下げを検討し、必要な措置を講ずる。	令和3年度措置	法務省

(7) 農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	農協における独占禁止法に違反する行為への対応	a 農林水産省は、都道府県等と連携し、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等を対象として、全国的に生乳取引に関する実態調査を行う。調査結果を踏まえ、課題分析を行い、不公正な取引を防止する取組を行う。 b 農林水産省は、全国組織がリーダーシップを発揮し、農業協同組合（以下「農協」という。）の自主的な行動を引き出すよう、全国組織を指導するとともに、都道府県と連携して、農協が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、農協を指導する。また、農林水産省は、農協の取組状況を毎年調査し、その結果を公表する。特に、酪農分野では、酪農家に対する優越的地位の濫用や乳業メーカー等に対する不公正な取引方法及び販売先の事業活動に対する不当な拘束を行わないことなど、農協及び指定生乳生産者団体が独占禁止法の遵法に向けて、自主的な行動を行うように指導する。 c 農林水産省は、公正取引委員会や都道府県と連携して、農協系統組織の役職員に研修等を行い、その浸透度合いを適切かつ定量的に評価するなど、独占禁止法の違反又は独占禁止法に違反するおそれのある行為を根絶するための集中的な措置を講ずる。 d 公正取引委員会は、酪農分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、「農業分野タスクフォース」を通じ、効率的な調査を実施し、必要に応じて効果的な是正措置を実施・公表することで、酪農分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。	令和 3 年度措置、それ以降継続的に措置	a, b: 農林水産省 c: 農林水産省公正取引委員会 d: 公正取引委員会
12	漁協における独占禁止法に違反する行為への対応	a 農林水産省は、令和 3 年 2 月 1 日の農林水産ワーキング・グループ（以下「ワーキング」という。）で報告された事例（以下「報告事例」という。）の詳細を当事者から聞き取り事実関係を確認する。あわせて、当該漁業協同組合（以下「漁協」という。）の監督を行う都道府県からも漁協の運営実態について聞き取りを行う（当該漁協からの事情聴取は、報告事例の当事者の了解が得られた場合に行う。）。 b 農林水産省は、a の調査結果を踏まえて、事実関係を公正取引委員会に連絡するとともに、公正取引委員会と連携し、「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」（以下、本項において「ガイドライン」という。）を作成する。なお、報告事例のうち公正取引委員会が独占禁止法違反・違反のおそれがある	a～d, f: 令和 3 年上期措置 e, g, j～m: 令和 3 年度以降継続的に措置 h, i, n: 令和 3 年度措置	a, c～j: 農林水産省 k: 公正取引委員会 b, l～n: 公正取引委員会農林水産省

		ると認めたものについては、公正取引委員会の措置に合わせて、農林水産省・都道府県も水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号。以下「水協法」という。）に基づく指導を行う。 c ガイドラインには、以下の点を盛り込む。 ・ 第 1 章「ガイドラインの概要」において、漁協の行為であっても、不公正な取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となることを記載する。 ・ ワーキングで報告された漁協の行為について、類型化した上で、事例として問題となり得る事例と望ましい取引形態を記載する。 ・ 系統外出荷を行う漁業者からは、当該漁業者が水揚げ・出荷する際のルールを定め、漁協から提供を受ける役務（サービス）に対する対価（例えば、水揚げ時に利用する施設・役務の利用料や検査・検定費用等）として徴収される金銭以外に、徴収の根拠が不明瞭な手数料を収受することはできないことを記載する。 ・ 漁協は、組合員の所得向上のために自らの事業を通じて貢献することが本来の姿であり、系統外出荷を制限するようなことがあってはならない旨を記載する。 ・ 全国漁業協同組合連合会及び都道府県漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）は、水協法に基づき、それぞれ漁連及び漁協に対し、独占禁止法に抵触するおそれがある行為を行わないよう、適切な指導を行うべき（水協法第 87 条第 1 項第 11 号及び第 8 項）ことを記載する。 ・ 独占禁止法に抵触するおそれがある行為を行っている漁協・漁連に対しては、水協法に基づく報告徴求（水協法第 122 条）や必要措置命令（水協法第 124 条）の対象となり得ることを記載する。 d 農林水産省は、ガイドラインの作成が完了した後に、「水産物・漁業生産資材の適正な取引の推進に関する検討会」にて意見を聴取し、パブリックコメントを行った上で、内容を決定して、水産庁ホームページ等により公表・周知を図る。これとあわせて、漁協の行為であっても、不公正な取引方法に該当する場合は独占禁止法違反となること、系統外出荷を制限するようなことがあってはならないことを周知する。 e 農林水産省は、ガイドラインに関する相談窓口を設置し、漁業者から独占禁止法に違反する疑いのある行為についての情報提供を受け付け、都道府県と連携して実効性のある監督・指導・是正に取り組むとともに、漁業者に対するアンケート調査（漁業者が農林水産省の WEB サイトに回答を入力するなど、不正行為を通報しやすいもの）を実施し、	
--	--	--	--

	系統外出荷を制限されたことがあるか、系統利用を強制されたことがあるか等、独占禁止法の遵守に関わる重要な事項を確認する。 f 農林水産省は e の相談窓口を設置したことを、例えば、漁協の事務所等、漁業関係者への周知に適する場所において、ポスター掲示やパンフレットを置く等の方法によって周知する。 g 農林水産省は、都道府県や系統組織に対する説明会等を通じガイドラインの周知・指導を行うとともに、毎年、水産庁において都道府県・漁連のヒアリングを実施し、漁協への指導状況等をフォローアップする。 h 農林水産省は、水産庁長官名にて、全都道府県及び全国漁業協同組合連合会（以下「全漁連」という。）に対し、系統外出荷の制限など独占禁止法に定める不公正な取引行為に該当する行為や徴収の根拠が不明瞭な手数料の徴収を行ってはならない旨を通知する。その上で、都道府県及び全漁連と連携して漁協内部の規定を見直し、独占禁止法に違反する疑いのある箇所は是正する。 i 「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」における、独占禁止法に関する規定及びコンプライアンス体制の構築に関する規定の内容を、水産庁は全漁連に徹底させるとともに、漁協の役職員や漁業者がその要旨を容易に理解し得るシンプルなもの（パンフレット等）を作成し、全漁連、都道府県漁連及び各都道府県から漁協に対して周知徹底させる。その周知徹底は、メールや郵送による文書通知にとどまらず、説明会（オンライン開催可）を開催して行い、パンフレット等は、WEBで公開するほか、漁協の事務所のうち役職員や漁業者が容易に手に取る又は見ることができる場所へ設置・掲示する。 j 農林水産省は、上記説明会の内容について、各都道府県から漁協の役職員に対して、3年程度の間、集中取組期間として、独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われることがないよう、浸透度合いを定量的に把握しながら監督を行う。 k 公正取引委員会は、報告事例の当事者である漁業者に、自ら事実関係について確認するなど必要な調査を行った上で、独占禁止法に違反する行為が認められた場合には排除措置命令等、違反のおそれ・違反につながるおそれがある場合には警告・注意を行うなど、厳正・的確に対処する。また、これに限らず、類似の事案があれば、積極的に対処する。 l 公正取引委員会は、kに記載の報告事例及び類似の事案への対処により公表した場合には、農林水産省と共同で、各都道府県及び	
--	--	--

		各漁協に対して、注意喚起の通知を行う。 m 公正取引委員会は、農業分野において農林水産省と共同で行っている「独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会」を水産分野でも全国で実施する。 n 公正取引委員会は、啓発活動に用いるべく、農林水産省と連携して、水産分野における独占禁止法違反の行為の内容を平易に解説した資料を作成し、WEBサイトで公表する。		
--	--	--	--	--

(8) 若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	若者の農業参入、経営継承の推進、農業経営の法人化等に関する課題	a 農林水産省は、農業ビジネスの魅力の発信等を通じた若者の農業に対するイメージの刷新、世代交代を機とした継承者への就農支援など、多様な主体と連携して若者を農業に呼び込むための施策や体制を構築する。 b 農林水産省は、全国レベルでの就農希望者のためのマッチング（例えば、移譲希望者の情報の集約・一覧化による実施、地域・生産品目の分類等に即した実施）や関係機関による継承時のサポート（例えば、法的手続の支援）など、第三者継承等を計画的に進めるための仕組みや支援体制を整備する。 c 農林水産省は、経営感覚を持った意欲ある農業者を育成するため、農業者の経営管理能力の向上のための取組を充実させるとともに、ターゲットを明確にした上での関係機関による農業経営の法人化の積極的な働きかけ等推進体制を見直す。 d 農林水産省は、農業経営の法人化に関する実績管理において、一戸一法人の扱いを変更することを踏まえ、過去比較する際の統計上の扱いや目標達成の評価方法を整理する。	令和3年度検討・結論、結論を得次第順次措置	農林水産省

(9) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	農林水産省は、地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。	令和4年措置	農林水産省

(10) 農協改革の着実な推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
15	農協改革の着実な推進	a 農林水産省は、農協において、組合員との対話を通じて自己改革を実践していくため、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省（都道府県）が指導・監督等を行う仕組みを構築する。 ① 農協において、次の方針等を策定し、組合員との徹底的な対話を行い、総会で決定する。 （i） 自己改革を実践するための具体的な方針（信用事業に過度に依存するのではなく、経済事業の黒字化を図ることも目指し、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じて、農業者の所得向上につながる実績を判断するためのKPI等の目標を質の高い形で設定しつつ、農業者の所得向上に取り組むための具体的な行動内容等を定める） （ii） 中長期の収支見通しについてのシミュレーション（農業者の所得向上に取り組むべく、健全で持続性のある経営を確保する観点から、経済事業はもちろん、全ての事業について将来の見通しを作成する） （iii） 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針（准組合員の意思反映に関する仕組みを明確化するとともに、事業利用について、組合員が具体的な利用状況を把握した上で、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点に立って判断するものとして定める） ② 農協は、①の方針等や事業計画等に基づいて、自己改革のための具体的アクションを実行する。 ③ 農協は、毎年、自己改革の実績や取組状況等について、①の方針等との比較・分析を含め、組合員に丁寧に説明するとともに、組合員の評価と意向を踏まえ、更なる改革の取組のため、事業計画への反映や方針等の修正等を行う。 ④ この一連のプロセスを毎年継続して実施していく。 b 農林水産省は、全国組織において、農協がaの①の方針等を策定するに当たって助言、優良事例の横展開等を図るとともに、自ら生産資材価格、輸出、他業種連携、販売網の拡	令和3年度以降順次措置	a～c, e: 農林水産省 d: 農林水産省金融庁

		大等の農業者の所得向上のための改革を実施し、これらを通じ、農協に対する支援等を行うための仕組みを構築する。 c 農林水産省は、aの①の方針等の作成に当たっての助言、②の具体的アクションのヒアリング等を行いつつ、毎年、自己改革の実績等について報告を求め、進捗状況、収支状況等を把握し、農協や全国組織における取組の加速化・見直し等が求められる場合には、自律的な改革の継続・強化や経営の健全性・持続性の確保等の観点から、農協改革の原点に立って、必要な措置を検討・実施する。 d 農林水産省は、JAバンクにおいて、以下の自己改革実践サイクルが構築され、これを前提として、農林水産省（都道府県）が、金融庁と連携し、指導・監督等を行う仕組みを構築する。 ① JAバンクとして、農業者向けの事業融資の強化や関連産業への投融資等に向けて、中長期的な戦略を策定する。 ② これを踏まえ、農林中央金庫（以下「農林中金」という。）、信農連、農協において、それぞれ、農業・関連産業向けの投融資活動等について目標を設定し、具体的な行動内容等を定める個別計画を策定する。 ③ その個別計画に基づき具体的アクションを実行し、その実績や取組状況について、中長期的な戦略等との比較・分析を含め、組合員等に丁寧に説明し、更なる活動等を進めるため、個別計画への反映を行う。 ④ 農林中金において、金融環境の急速な変化に対応できる態勢を強化するとともに、農協から実績や取組状況の定期的な報告を求め、農協に対して融資の審査等に必要な貸出システムの導入といった支援や目標達成のために必要な助言等を行う。 e 農林水産省は、dの①の中長期的な戦略の作成に当たっての助言、③の具体的アクションのヒアリング等を行いつつ、JAバンクに対し、農業・関連産業向けの投融資の実績について報告を求め、進捗状況等を把握し、見直し等が求められる場合には、必要な措置を検討・実施する。	
--	--	---	--

(11) 農地利用の最適化の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
16	農地利用の最適化の推進	a 農林水産省は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 63 号)附則第 51 条第 2 項に基づき、全ての農業委員会で最適化活動に係る目標を定めるとともに、推進委員等が、毎年度、具体的な活動を記録し、農業委員会において評価の上、その結果を公表する仕組みを構築する。 b 農林水産省は、農業委員会の活動についての情報開示に基づき、推進委員等が農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)に規定する者としてふさわしいかを評価・判断し、適切な人材を確保する仕組みを構築する。 c 農林水産省は、農地利用の最適化の推進に向けた農業委員会(農業委員、推進委員)と市町村・農地中間管理機構等関係機関との役割・責任分担及び連携の在り方に関するガイドラインを発出し、周知徹底する。 d 農林水産省は、令和 5 年に全耕地面積の 8 割を担い手へ集積するという目標と現状(令和元年末 57.1%)の乖離が著しいことなどを踏まえた、農地の利用集積の大幅向上に向け、農地の集約化に重点を置いて、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を「目標地図」として明確化するとともに、人・農地プランの「目標地図」の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として、関係機関の側からの働きかけ等を行い、体系的に貸借を、農作業受委託も含め、強力に促進すること等を検討し、結論を得る。 e 農林水産省は、所有者への利用意向調査について、全遊休農地が調査の対象となるよう、農地法施行規則(昭和 27 年農林省令第 79 号)を改正するとともに、農地中間管理機構による農地の貸借を促進する。 f 農林水産省は、デジタル技術を活用した遊休農地を含めた全農地のステータスの見える化として、農地情報公開システムの情報(農地の権利移動)に加え、農作物、作付面積等農地に関する各種情報が一元管理される農林水産省地理情報共通管理システムの開発を行い、令和 4 年度からの運用を目指す。	a, b: 令和 3 年度措置 c, f: 令和 4 年度措置 d: 令和 3 年検討・結論、結論を得次第順次措置 e: 措置済み	農林水産省

(12) 農地の違反転用の課題

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
17	農地の違反転用の課題	a 農林水産省は、違反転用の発生防止及び適正な是正措置の執行に向けて、違反転用に係る実態調査を行う。特に、追認許可の発生要因や判断主体・判断基準、始末書の運用状況、違反転用の農地区分や違反継続状況の内訳などについて詳細に調査する。	a: 令和 3 年度措置 b: 令和 4 年度上期措置 c: 令和 3 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措	農林水産省

		b 農林水産省は、aの実態調査の結果を踏まえ、違反転用の発生防止及び適正な是正に向け、その発生要因を分析し、転用規制の執行状況を検証し、必要な措置を講ずる。 c 農林水産省は、違反転用の早期発見を図るため、農業委員会による農地パトロールの適切な頻度や方法を検証し、その活性化を図る。また、ドローンや人工衛星による監視など、効率的で効果的な農地の監視方法を検討する。	置	
--	--	--	---	--

(13) 農業用施設の建設に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	農業用施設の建設に係る規制の見直し	a 農林水産省は、新たな食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）に沿って農林水産省が行う長期的な土地利用の在り方の検討と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積（現行2a未満）の拡大や、農畜産物の加工・販売施設への拡大について、農業経営改善計画の認定制度を活用しつつ、農地転用許可の手続のワンストップ化等の措置を講ずることについて検討を行い、必要な措置を講ずる。 なお、上記措置については、営農や6次産業化のための加工・販売という施設の目的に照らして、転用許可を受けずに設置できる「農業用施設」の対象を明確化し、周知が行き渡るよう必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、農地転用手続全般における運用のばらつきについて現状を具体的に調査し、対応を検討の上、市町村の担当者まで制度の周知等が行き渡るよう必要な措置を講ずる。	a: 令和3年上期結論、令和3年度措置（施設の対象の周知については令和4年度措置） b: 令和3年度措置	農林水産省

(14) トラクターの公道走行に係る手続の簡素化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	トラクターの公道走行に係る手続の簡素化	a 国土交通省は、農林水産省と連携して、特殊車両に該当する農耕トラクターの使用実態等を調査し、特殊車両通行許可申請手続の簡素化を検討する。 b 国土交通省は、特殊車両通行許可の申請に当たって、道路管理者が審査に不必要な場合にも、一律に軌跡図や交差点番号などの書類の添付を求めることがないよう、周知徹底する。 c 国土交通省は、オンライン申請システムについて、農耕トラクターを想定した改修の検討、申請マニュアルの改定など、農業者が申請しやすい環境整備に向けた取組を進める。	令和3年度措置	a: 国土交通省 農林水産省 b, c: 国土交通省

(15) 農産物検査規格の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
20	農産物検査規格の見直し	a 農林水産省は、農産物検査規格の在り方を消費者ニーズに即したものに直すに際しては、お米マイスターの意見を聞くなどの方法により、また、消費者庁とも連携して、消費者ニーズの内容を把握し、自主検査を含む多様な検査を可能とする。 b 農林水産省は、農産物検査に用いる試料のサンプリング方法について、登録検査機関において試料が均一であると認められるロットについてはサンプリング回数を従前の回数より減らす方法（以下「新方式」という。）が可能となるよう、標準抽出方法（平成 13 年農林水産省告示第 443 号）を改正するとともに、登録検査機関が判断する際の参考となるよう、新方式のサンプリング方法に関してガイドラインを示す。 c 農林水産省は、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）を改正し、皆掛重量の検査を廃止する。 d 農林水産省は、余マスの実態・事例や、余マスに関して留意すべき事項や関連する科学的知見等についての手引きを作成し、農業者、卸・流通業者等、関係者に広く周知する。 e 荷造り及び包装規格については、現行の規格で認められていない素材の包装容器について、必要最小限の要求事項で定義した新規格を制定する。 f 包装の量目については、物流側の視点も含めて検討の上、結論を得、必要に応じて措置を講ずる。 g 水稲うるち玄米の銘柄について、品種の許諾が特定の都道府県に限定され育成者権の保護に配慮すべき等の特段の理由があるものを除く産地品種銘柄については、品種名のみが記載される「品種銘柄」に指定する。 h 消費者庁は、農林水産省とも連携して、農産物検査及び令和 3 年 3 月 17 日付けの食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）改正の内容について、事業者及び消費者に対して普及・啓発及び周知の徹底を図る。 i 農林水産省は、計測・標準化・米穀の専門家等から構成する「機械鑑定に係る技術検討チーム」を設置し、技術的事項の検討・整理を行った上で農産物規格規程（平成 13 年農林水産省告示第 244 号）を改正し、現行の農産物検査規格とは別に、機械測定を最大限生かせる「機械鑑定を前提とした規格」を策定する。新しい規格は、現行の規格と同列に位置付ける。 j 水稲うるち玄米の銘柄の検査については、現在の目視鑑定による方法を改め、農業者等から提出される種子の購入記録、栽培記録等の書類により審査する方法に見直す。	a: 措置済み b, c: 令和 3 年度上期措置 d, e: 令和 3 年度措置 f: 令和 3 年度検討・結論、必要に応じて速やかに措置 g, h: 令和 3 年以降継続的に措置 i: 令和 3 年検討・結論、結論を得次第速やかに措置 j: 令和 4 年度上期措置 k: 令和 5 年度上期措置 l, m: 継続的に措置	a, h: 農林水産省 消費者庁 b～g, i～m: 農林水産省

		k 農林水産省は、穀粒判別器のデータを活用して、生産から消費に至るまでの情報を連携し、生産の高度化や販売における付加価値向上、流通最適化等による農業者の所得向上を可能とする基盤（スマートフードチェーン）をコメの分野で構築し、これを活用した民間主導でのJAS規格制定を、令和5年産米から実現できるよう支援する。 l 農産物検査規格に関して見直しが行われた項目については、結論が出たものから、順次、それを現場に浸透させるための措置を講ずる。 m 技術革新等を踏まえて、年度ごとに、農産物検査規格を点検し、見直しの必要性を認めた場合には、速やかにその検討を開始する。		
--	--	---	--	--

(16) 畜産業に関する規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
21	牛乳・乳製品の生産・流通に関する規制改革	a 農林水産省は、都道府県等と連携し、全国的に生乳取引の実態調査を行い、必要な措置を講ずる。特に、実態調査も踏まえ、生乳流通業者が農協系統か系統外であるかに関わらず、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等が取引先を自由に選べるよう、生乳取引に係るガイドラインを作成するなど、取引の透明化の向上などの運用改善を行う。さらに、乳業メーカー等が農協系統と系統外の双方の生乳の取扱いを公平に行うよう指導する。 b 農林水産省は、酪農家が自由な取引を萎縮することがないように、「指定事業者が生乳取引を拒否できるルール違反の事例集」を見直す。また、制度改正の趣旨を周知徹底する。 c 農林水産省は、生産者補給金等における加工原料乳の数量算出において、その算出に係るブロック地域の考え方について、全国を一つのブロックとして扱うこと及び別会社に中間生産物から最終製品への製造を委託した場合に一つの乳業工場で製造したこととして扱うことができるよう、必要な制度改正を行う。	令和3年度措置	農林水産省
22	畜産の遠隔診療	a 魚病対策に関する遠隔診療と同様に、獣医師による家畜の遠隔診療についても初診から可能である旨を明確にするための通知を発出する。 b 通知を発出後、通知の内容を周知徹底した上で、積極的に遠隔診療が活用された事例を畜産農家や獣医師等の関係者へ周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずる。 c 通知の内容は、獣医師に直接周知・徹底を行う。	a, c: 令和3年措置 b: 令和4年措置	農林水産省

(17) 畜舎に関する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
23	畜舎に関する規制の見直し	a 畜産業の国際競争力の強化が図られることを明らかにするため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）に基づく制度（以下、本項において「新制度」という。）における畜舎等の建築コストの削減について、基準緩和に伴う直接的な効果に関する試算を行う。 b 新制度における構造に係る審査が不要となる面積について、木造又は木造以外にかかわらず3,000㎡に引き上げる方向で緩和を行う。 c 各国法制で安全性が証明されている部材については、JIS規格に適合していないものであっても使用を認める方向で緩和を行う。 d 新制度における具体的なハード基準については、aの建築コストの試算や、cにおける外国部材の使用を可能にすることなどを参考にしつつ、真に国際競争力の強化に資するよう木材や鉄骨部材量の削減や外国部材の使用を可能にする方向で緩和を行う。 e 新制度において事業者が選択することができるA基準又はB基準におけるそれぞれの具体的なソフト基準・ハード基準の検討に当たっては、畜産事業者の意見を公開の場等で幅広く聴取した上で、運用面の負担に留意しつつ検討し、結論を得る。 f 新制度におけるソフト基準・ハード基準の審査手続については、デジタル技術を活用し、簡素化を図る。 g 総務省は、畜舎に係る新法の施行時期を目途として、消防法施行令（昭和36年政令第37号）の改正を基本に、畜舎における消防用設備等の特例基準を定めるとともに、農林水産省と連携して、改正内容を消防機関及び畜産関係者に周知する。	a:措置済み b~g:令和4年措置	a~f:農林水産省 国土交通省 g:総務省 農林水産省

(18) 改正漁業法の制度運用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
24	改正漁業法の現場への浸透	令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC（Total Allowable Catch）管理に移行することや、漁業権の免許のプロセス（手順・スケジュール）の透明化等、漁業法（昭和24年法律第267号）に関する重要かつ基本的な事項について、現場に浸透させるための措置を講ずる。その措置は、どのような情報伝達の方法を取れば、行動変容に至るのかといったことを踏まえて、例えば、水産庁公式Facebookや農林水産省公式Twitter等を活用する等、現場の漁業者の具体的な行動につながる情報伝達の方法によって行う。	令和3年度上期措置	農林水産省

25	資源管理	a 資源管理の目標について、「令和5年度中を目途に、漁獲量ベースで8割をTAC管理に移行する。」「令和12年度中を目途に、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。（目標444万トン）」といった漁獲量ベースの目標だけでなく、「漁獲量が多いものを中心に20魚種以上についてTAC管理を行い、TAC管理対象魚種全てにおいて、漁獲シナリオに用いられる漁獲圧力の値が、最大持続生産量（Maximum Sustainable Yield: MSY）を達成する水準を上回らないこと」を目標に加える。 b TAC管理対象魚種を拡大するに当たり、資源評価については、客観的な科学的根拠を基礎とする公平で明確なTAC管理対象候補魚種の選定基準を定める。 c TAC管理対象魚種を拡大するに当たり開催する「資源管理手法検討部会」や「資源管理方針に関する検討会」（ステークホルダー会合）については、漁業関係者以外のNGO、消費者等の幅広いステークホルダーにも参加を呼びかけ、参加者が意見を表明する機会を十分に確保し、議論の公平性及び公開性を担保した上で、これを行う。 d 漁獲可能量の大管管理区分と都道府県知事管理区分の配分基準が明確になるよう、算定方法及び算定式を事前に公表した上で、オープンな場において、関係者間で十分に協議した上で配分比率を決定する。	a, b: 措置済み c, d: 継続的に措置	農林水産省
26	適切な許可漁業の推進	a 知事許可漁業において、中型まき網漁業のように漁獲能力が高く他の漁業種類との調整が必要なものや、操業区域違反を繰り返すような漁船に対して、VMS (Vessel Monitoring System: 衛星船位測定送信機)、AIS (Automatic Identification System: 船舶自動識別装置)、GPS (Global Positioning System: 全地球測位システム) の設置を命じるためのガイドラインを示す。そのガイドラインには、各機器の特徴、導入事例、導入検討対象を明示する。 b 毎年、上記のガイドラインに基づく機器設置状況を調査し、各都道府県における操業区域違反の実績等に照らし必要と認める場合には、各都道府県に対して、VMS等の必要な機器の設置を命じるべきことを助言又は勧告する等、必要な措置を講ずる。	a: 令和3年度措置 b: 令和3年度以降継続的に措置	農林水産省
27	漁業権制度の運用	a 令和3年4月14日に開催された第11回農林水産ワーキング・グループにおいて、農林水産省より提示された「漁場マップ」上に、過去設定されていて現在は取り消されている漁業権（共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権）の情報を追加するとともに、以下の措置を講ずる。 ・ 免許区画については緯度経度に基づく位置情報を表示すること（緯度経度で示さ	a, c~h, j~l: 令和3年度上期措置 b: 令和3年度措置 i: 令和3年度上期措置、以降継続的に措置	農林水産省

		れていないものについては、次回漁業権切替えに向けて緯度経度表示とするよう都道府県を指導する。) ・ 免許される漁業権に条件がある場合はそれを明示すること。 b 漁場マップ上に示されている共同漁業権の設定されている漁場ごとの行使者数や生産規模等の利用状況を調査する。 c 令和3年4月14日に開催された第11回農林水産ワーキング・グループにおいて、農林水産省より提示された「新たな区画漁業権を免許する際の手順・スケジュール(案)」(以下「手順」という。)のうち、都道府県が海区漁場計画の変更に関する相談を受け付けてから、利害調整を経て、その変更案を作成し、海区漁業調整委員会に諮問するまでの期間について、目安(原則)となる期限を示し、期限に間に合わないときは、その理由を明確にする措置を講ずる。 d 手順のうち、都道府県知事が「関係者・関係機関との調整」を行うプロセス(以下「利害調整プロセス」という。)に関し、利害関係人が漁協である場合、その意思決定のプロセスや期間・方法について明確化する。 e 利害調整プロセス及び海区漁場計画の変更案の作成のプロセスの中で、「海面利用制度等に関するガイドライン」の別紙1の「法第63条第1項第2号に規定する適切かつ有効の判断に関するチェックシート」(特に「3.」)の趣旨を踏まえた内容を明示する。 f 利害調整プロセスのうち、利害関係人の範囲や利害調整の方法について、想定される事例等を示しつつ明確化する。 g 手順には、金銭の授受による利害調整や反社会的勢力の介入が許されないことを明記する。 h 都道府県知事が利害関係人の意見に検討を加え、結果を公表する際に新規参入者等の事業計画や漁場の環境調査の結果等を客観的・科学的に判断した結果及び検討プロセスを示すよう、手順に明示する。 i 利害調整が難航するケースや紛争が長期化するケース等を想定し、手順に関する農林水産省の相談窓口を設置し、仲介等の対応を行うことにより紛争解決を図る。そして、その相談窓口を広く周知するとともに、漁業者等に浸透させるための措置を講ずる。相談窓口を設置するに当たっては、相談を受け付けてから、紛争の解決に至るまでの処理手順を明確にし、これを公表して相談窓口の実効性を担保するとともに、毎年、相談窓口の運用状況を確認し、運用の改善等、必要な措置を講ずる。 j 免許された漁業権の正当な行使を保護するため、漁業権の免許後の漁場の利用状況の	
--	--	--	--

		把握・確認について手順に明記する。 k 手順は、区画漁業権にとどまらず、手続が共通する部分については、定置漁業権にも準用されることを明確化する。 l 漁協の組合員が個別漁業権の設定を希望するケース等、漁業者は都道府県に対して直接、漁業権に関する相談を行うことができ、都道府県は、漁業者からの相談に対して誠実に応じるべきことを、都道府県、漁協、漁業者に浸透させる。		
--	--	--	--	--

(19) 漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
28	漁協の組合員資格審査	a 漁協による組合員資格審査が適切に実施されるよう、改めて都道府県に対してマニュアルを作成し研修を行う等、正しい資格審査の方法を指導する。その上で、都道府県に対するヒアリングを毎年実施し、以下の事項について、各都道府県による指導・監督の状況を把握し、不備が認められた場合には水協法に基づく措置を講ずる。 ・ 漁協の役職員を対象とした研修会等の実施状況 ・ ヒアリングや常例検査を通じた資格審査の実施状況の確認結果 ・ 不適切事例に対する改善指導の状況 b a において把握した各都道府県による指導・監督の状況を定量的に評価し、公表する。	令和3年度措置、以降継続的に措置	農林水産省
29	漁業者の所得向上へのシナリオが見える漁協のKPIの設定	a 漁協の経営状況改善に向けて、最終的な目的である漁業者の所得向上へのシナリオが見える形で、中間の目標を設定するなど、適切なKPIの体系を設定する。そのKPIの体系は、漁業者の所得向上と漁協の経営状況改善というゴールを明確に設定し、両者を両立させることを念頭に、ロジックツリーとなるよう以下の手順で定める。 ・ 漁業者の所得向上というゴールからブレイクダウンし、目的の達成に大きな影響を及ぼす重要なファクターを突き詰める。 ・ それを突き詰めるため、漁業者の所得向上という目的を達成するために影響のあるファクター、例えば、販売事業取扱高、販売手数料率、購買事業における漁協の手数料率、販売単価、燃油、魚箱の価格等の全国データ及び地域別データを収集し、漁業者の所得に与える影響について分析を行う。 ・ これと並行して、目的達成に影響を与える外部的な要因（リスクファクター）を整理する。 ・ その上で、重要なファクターについてアクションプランを作ってKPIを設定する。 ・ 漁協の経営状況改善についても同様の	a, c: 令和3年度措置 b: 令和3年度措置、それ以降継続的に措置	農林水産省

		手順で整理する。 b 上記のK P Iについて、漁協が具体的なアクションを実施し、その取組状況や成果を組合員に説明する。農林水産省はその進捗状況や収支状況等を把握し、漁協の取組の加速化、見直しが求められる場合は、必要な措置を実施・検討する。 c 漁業者の所得向上に関係が深い指標の動き、例えば、漁協における販売手数料率や購買事業で扱う主要な漁業生産資材（燃油、魚箱等）の手数料率等について、K P Iと同様にこれらを把握し、全国又は地域単位（ブロック）での平均値を示す等、各漁協が自己の値と比較し、自主的な取組を促すような措置を講ずる。		
--	--	---	--	--

(20) 水産流通適正化法の制度運用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
30	水産流通適正化法の制度運用	a 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（「水産流通適正化法」。令和2年法律第79号）の施行に向け、各種手続について電子的な方法を標準とするために必要な措置について、生産・加工・流通現場で利用されているシステムの状況を踏まえながら、専門家の意見も聴きつつ検討を行い、各事業者のシステム化に向けた共通語彙基盤やデータ標準等の検討を行う。また、令和5年10月から消費税インボイス方式に移行することも踏まえ、水産流通事業者のIT化に向けて検討し、必要な措置を講ずる。 b 漁獲番号データを漁獲報告システムにより国に集約し、都道府県等に共通する仕組みを構築することとし、流通する漁獲番号の真正性確認や、漁獲番号、漁獲記録等の集約したデータを起点とする立入検査を可能にし、違法水産物の流通防止の実効性を高める。 c 対象魚種の指定基準を定めるための議論は、令和2年7月17日の規制改革実施計画（農林水産分野No.17a）に基づき、科学的データ及びリスクベースの観点を踏まえて行うとともに、次世代を担う若手漁業者や、学識経験者、生産・加工・流通団体などの様々な実務関係者、N G O等の幅広いステークホルダーの意見を聞くための検討会において実施する。	a:（前段）令和3年度上期結論、結論を得次第速やかに措置、（後段）令和4年度上期結論、結論を得次第速やかに措置 b: 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 c: 令和3年措置	農林水産省

(21) 魚病対策の迅速化に向けた取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
31	魚病対策の迅速化に向けた取組	a 魚病に詳しい獣医師による適用外使用の実績を集積・分析し、医薬品医療機器等法に定める基準（使用基準）の見直しに反映する。 b 感染症のように一気に広まり被害が大きくなる魚病について、例えば、養殖密度の適正化、ワクチン接種の推進等の効果的な対策の在り方を、その費用負担の在り方を含め、引き続き、魚病対策促進協議会にて検討する。 c 獣医師その他の水産動物の医療を提供する者は、初診から遠隔診療が実施可能であることを通知により明らかにする。 d 通知を発出後、通知の内容を周知徹底した上で、遠隔診療の活用実態を継続的に調査し、公表する。その上で、積極的に遠隔診療が活用された事例を養殖業者やかかりつけ獣医師等の関係者へ周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずる。 e 通知の内容は、獣医師に直接周知・徹底を行う。	a: 令和3年度検討・結論、令和4年度措置 b: 令和3年度検討 c: 措置済み d: 令和3年度措置 e: 令和3年上期措置	農林水産省

(22) ドローンに関する規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
32	ドローンに関する規制改革	a 様々な産業分野でのドローンの利活用を拡大するため、高構造物周辺でのドローンの飛行の規制について、令和3年夏までに一定の条件下での緩和を目指す。 b 飛行に係る手続の負担軽減、迅速化を図るため、令和4年度中に航空法（昭和27年法律第231号）関係の各種申請システム間の機能連携を実現するところ、さらに、 ①航空法や電波法（昭和25年法律第131号）に基づく手続の民間サービスを活用したオンライン化・ワンストップ化を推進する。 ②その他の各種法令手続も、必要性を整理の上、オンライン化・ワンストップ化のための連携の在り方を検討する。	a: 令和3年度上期措置 b: 令和4年度措置	a: 国土交通省 b: 内閣官房 内閣府 警察庁 総務省 法務省 農林水産省 国土交通省 防衛省 環境省

(23) 「空飛ぶクルマ」の実現に向けた制度の整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
33	「空飛ぶクルマ」の実現に向けた制度の整備	「空飛ぶクルマ」の試験飛行が円滑に実現されるよう、試験飛行の関連条文の一覧や試験飛行に係る飛行事例を公表した（令和3年3月）ところ、さらに、 a 試験飛行のガイドラインを作成する。 b 事業開始（令和5年目標）に必要な基準や手続について、官民協議会の議論を踏まえ、順次公表する。	a: 令和3年度措置 b: 公表できるものから順次措置	国土交通省

4. グリーン（再生可能エネルギー等）

(1) 規制改革の観点

2030 年度に 2013 年比で温室効果ガス 46%削減という新たな削減目標や 2050 年カーボンニュートラル社会の実現を達成するためには、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化の実現が重要であり、そのための規制・制度見直しが必要不可欠となる。そこで、①農地、森林、自然公園、所有者不明土地等における立地制約の解消や環境影響評価手続の見直し（(3)～(7)）、②再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた系統制約の解消（(8)）や市場制約の解消（(9)～(10)）、③保安・安全規制の見直しや住宅・建築物分野における省エネルギー対策の推進等（(11)～(16)）について重点的に取り組む。

(2) 3E+Sの大前提の下での、再生可能エネルギーの主力電源化の徹底及び最大限導入に向けた3つの原則

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	再生可能エネルギーの最優先の原則	再生可能エネルギーは、経済性、環境負荷、エネルギー自給、新しい雇用の創出などの観点から総合的に価値が高いために、大量導入が世界中で進行している。また、他電源と比較して社会的に許容度が高いプロジェクトもあり、技術的な大きなブレークスルーも必要としない、2050年カーボンニュートラルを実現する現実的な選択肢でもある。 そのため、合理的な範囲内で、再生可能エネルギーの導入をまずは優先して取り組むよう、規制・制度の在り方を追求する。	同原則を次期「エネルギー基本計画」に向け検討・結論	経済産業省
2	柔軟性を重視したエネルギーシステム改革の原則	再生可能エネルギー主力電源化の鍵を握る変動性再エネへの対応に向けては、電力システムの柔軟性（火力発電やバイオマス発電の出力調整運転、貯蔵機能を有する揚水発電や蓄電池の活用拡大、送電網の広域運用、デマンドレスポンスの拡充など）が重要であり、国際的にも、この柔軟性（Flexibility）という概念を重視する傾向となっている。 これまでは、ベース・ミドル・ピークといった電源区分の中で安定供給を維持してきたが、今後消費の電化が進み、エネルギーシステム全体の脱炭素化が求められる中で、再エネ由来の水素エネルギーなども含む、エネルギーシステム改革という発想が不可欠であり、柔軟性を重視した規制・制度の在り方を追求する。	同原則を次期「エネルギー基本計画」に向け検討・結論	経済産業省
3	公正な競争環境の原則	エネルギー分野において、多種多様なイノベーションが起きるためには、多数の新規参入者と既存事業者が市場において切磋琢磨することが不可欠である。 しかし、電気事業において法定独占が長く続いた中で、非対称規制を含む競争政策を強化しなければ、新規参入を増やし、健全な競争を起こし、消費者の選択肢を増やすことはできない。そのため、本規制改革実施計画に記載する取組を徹底して実施するなど、電力	同原則を次期「エネルギー基本計画」に向け検討・結論	経済産業省

		市場における公正な競争環境を最優先で整備するような規制・制度の在り方を追求する。		
--	--	--	--	--

(3) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた農地の有効活用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定	2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標を策定する。その際には、森林分野の導入目標も併せて示す。	エネルギー基本計画の策定を待って検討・結論・措置	農林水産省
5	営農型発電設備の推進に向けた要件緩和	荒廃農地を活用する場合に、一時転用の許可基準である単収8割以上の確保が困難であるため、荒廃農地上で実施する営農型発電設備の導入に際しては、単収8割要件は求めないこととし、発電設備の下部が適正かつ効率的に利用されているかどうかによって判断するよう、措置を講ずる。	措置済み	農林水産省
6	営農型発電設備における一時転用期間更新の考え方の明確化	金融機関からの資金調達をより容易にするために、営農型発電における一時転用期間に関して、発電設備の下部の農地の営農等に支障が生じない限り、再許可による期間更新がなされる仕組みである旨を通知で明確化し、周知する。	措置済み	農林水産省
7	営農型発電設備の設置における地上権・賃貸借許可の取扱い	事業者の負担を軽減する観点から、営農型発電設備の設置において、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の許可申請書の添付書類は同法第5条許可申請書の写しを添付することで足りることを通知で明確化する。	措置済み	農林水産省
8	その他、営農型発電設備の取扱いの明確化	申請書類や許可基準をできる限り統一するために、都道府県知事等に対して、各都道府県での審査基準の統一的な取扱いや必要な申請書類以上を過度に求めないよう周知する。 また、営農計画書における農作物の記載方法やその取扱いについて改めて周知する。	措置済み	農林水産省
9	再生利用困難な荒廃農地の非農地判断の迅速化	農業委員会が利用状況調査において再生利用困難な荒廃農地（非農地）と判断した場合には、その旨を所有者、市町村、法務局等の関係機関に対して通知し、通知を受けた市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行うよう通知を発出する。	措置済み	農林水産省
10	農用地区域内の非農地の活用	非農地判断されても、農用地区域から除外されない限り、用途・開発に制限があるため、除外手続の円滑化を図るために、非農地を農用地区域から除外する場合のガイドラインを明確化する。	措置済み	農林水産省
11	再生利用可能な荒廃農地の活用	農山漁村再生可能エネルギー法（平成25年法律第81号）の対象となる「再生可能な荒廃農地」の3条件（①生産条件が不利、②相当期間不耕作、③耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みなし）を「③耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みがないこと」のみで対象にできるように要件を緩和する。ただし、モラルハザード防止の措	令和3年7月措置	農林水産省

		置を併せて盛り込む。		
12	農振除外や農地転用等の 手続の迅速化	関係機関の連携による複数手続（例：農振除外と農地転用）の同時並行処理の徹底等を 通知で周知する。	措置済み	農林水産省
13	農地所有適格法人制度の 事業要件における営農型 発電設備等の位置付けの 明確化	農業と一体的に行われる営農型発電事業、 バイオマス発電事業及びバイオマス熱供給 事業について、農地所有適格法人の関連事業 に該当する旨を明確化する。	措置済み	農林水産省
14	農業用施設の屋根や壁に 太陽光発電設備等を設置 する際の取扱いの明確化	農業用施設の屋根や壁に太陽光発電設備 等を設置する場合の農地転用許可制度上の 取扱いについて、同農業用施設が設置されて いる土地が農地法上の農地であるかどうか、 また同施設が新設か既設かに場合分けをし、 農地転用に当たるかどうかを明確化する。	措置済み	農林水産省

(4) 風力発電、地熱発電等の導入拡大に向けた森林の有効活用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
15	林野行政における再生可 能エネルギーの位置付け の明確化	再生可能エネルギー利用促進に取り組む 考え方について、次期の「森林・林業基本計 画」において明確化するとともに、同計画の 趣旨や具体的な取組について下記マニユア ル等により森林管理局や都道府県に対して 指導を徹底し、森林の公益的機能の発揮と調 和する再生可能エネルギーの利用促進を図 る。	措置済み	農林水産省
16	国有林野の貸付け等に係 る手続の迅速化、透明化	a 手続の明確化、簡素化に資するよう、手続 の流れ、必要な書類、保安林解除や環境影響 評価と共用可能な書類、その他留意事項等を 整理した資料を作成・公表し、事業者等に周 知する。また、事前相談は申請者が希望す る場合に行う任意の手続であることも事業者 等に周知する。 b さらに、簡素化することができる書類や他 の手続と共用可能な書類について精査・検討 した上で、詳細なマニュアルを作成・公表し、 事業者等に周知する。 c 他の許認可手続等との並行審査が可能で あることや、国有林野管理審議会の書面やW EB等により柔軟な開催を可能とするよう、 森林管理局署の担当者等に周知徹底する。 d 貸付け等の対象地に緑の回廊を含むとき の施設の設置等への対応を迅速化するため、 保護林管理委員会の柔軟な開催と統一的な 手続について森林管理局署の担当者に周知 徹底するとともに事業者等へ周知する。 e また、緑の回廊について、これまでの事例 も踏まえつつ、再生可能エネルギー施設の設 置等に係る基準を明確化・公表するととも に、事業者等へ周知する。 f 「農林水産省共通申請サービス」の実装に より、手続のデジタル化、プロセスの効率化 を推進する。	a, c, d: 措置済み b: 令和3年上期ま でに第一案を作成・ 公表、令和3年度上 期までに取りまと め版を作成・公表 e: 令和3年上期ま でに第一案を作成・ 公表、令和3年度上 期までに取りまと め版を作成・公表 f: 令和3年措置	農林水産省
17	保安林の解除事務の見え る化を通じた迅速化・簡	a 事前相談は、申請者が希望する場合に行う 任意の手続であることを周知する。	a, b, d: 令和3年上 期措置	農林水産省

	素化	b 事前相談で本申請に近い書類の提出を求める事例等も見られることから、相談事務の流れを再整理し、対象項目・必要書類を周知する。 c 風力発電や地熱発電の保安林解除の事例について、業界団体の協力を得つつ分析・整理し、手続の流れ・必要書類・留意事項等を記したマニュアルを作成・周知する。あわせて、都道府県・森林管理局職員に対する研修等を実施する。 d 保安林制度に関する通知類やマニュアル等を掲載する「保安林ポータル(仮称)」を新たにホームページ上に開設するとともに、保安林の解除区域の検討に必要な区域情報を持つ都道府県・森林管理局の窓口やデータの入手方法についても整理・公表する。 e 保安林解除の手続について、「農林水産省共通申請サービス」の実装により、手続のデジタル化、プロセスの効率化を推進する。	c: 令和3年上期までに第一案を作成・公表、令和3年度上期までに取りまとめ版を作成・公表 e: 令和3年措置	
18	保安林解除・許可基準の解釈リテラシー向上等	a 作業許可基準の取扱い（例：発電所建設用アクセス道路の「森林の施業・管理に必要な施設」への該当、作業許可期間の延長、作業許可の面積や切土高さ基準の解釈）について具体的に整理し、周知する。 b また、法令・通知解釈に関する質問を受け付ける相談窓口をホームページ上に開設する。	令和3年上期措置	農林水産省

(5) 地熱発電等の導入拡大に向けた自然公園法、温泉法等の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	自然公園を中心とした地熱発電の導入目標の策定	新たな2030年度の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、各種課題の克服を前提としつつ、経済産業省の協力も得て、自然公園を中心とした地熱発電の導入目標を策定する。	順次検討・結論・措置	環境省
		地熱開発プロジェクトを加速化させるために、規制の運用見直し等の実施に加えて、環境省自らが率先して行動することを定めた「地熱開発加速化プラン」を進める。 a 具体的には、2030年までに、操業まで10年以上とされる地熱発電のリードタイムを自然公園内の案件開発の加速化で2年程度短縮し、最短で8年程度を目指す。 b また、2030年までに、60超の地熱施設数を全国で倍増することを目指す。 c これらの目標を実現するために、温泉モニタリングによる温泉事業者の不安材料の払拭、地域と共生できる地熱ポテンシャルの特定、改正地球温暖化対策推進法（令和3年法律第54号）を活用した促進区域の指定などの取組を実施する。	順次措置	環境省
20	自然公園内の地熱発電の取扱いに関する「基本的な考え方」の転換	「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて（平成27年10月2日 環境省自然環境局長通知）」における、第2種・第3	令和3年度上期検討・結論・措置	環境省

		種特別地域で「地熱開発は原則としては認めない」という記載について、優良事例を積極的に容認しつつ、地熱開発の加速化に貢献していくという趣旨が明確になるよう基本的な考え方の整理について検討し、措置する。		
21	自然公園における許可基準や審査要件の明確化	自然公園内における地熱発電等の許可基準及び審査要件（どのような立地や設計であれば容認するかの考え方や工夫）の明確化について、専門家や事業者団体等の意見を踏まえて検討し、結果を通知等に反映する。	令和3年度上期検討・結論・措置	環境省
22	国立・国定公園以外における規制の適用の明確化	国立・国定公園以外の立地については、自然公園法（昭和32年法律第161号）の規制は適用されず、ガイドラインへの適合は求めているため、この旨を都道府県に通知する。	措置済み	環境省
23	調査段階等における詳細計画の不要化	地表調査や調査井掘削時点など初期段階において、詳細レイアウト等は不要と整理し、その旨を環境省各地方事務所及び都道府県に通知する。	措置済み	環境省
24	地熱資源等の適切な管理に関する新制度の検討	2050年カーボンニュートラル実現に向けて、有限な温泉・地熱資源の適切な管理に関する新たな制度に関して、現状把握した上で検討する。	令和3年度上期までに現状把握した上で論点を整理、必要に応じて両省合同で検討会を設置し検討	環境省 経済産業省
25	温泉部会や内規策定における地熱専門家の参画	専門家の各都道府県における温泉審査部会等への参画と、地熱開発に係る要綱や内規等を策定する場合においても地熱専門家の助言を仰ぐよう技術助言を都道府県知事に通知するとともに、地熱発電のポテンシャルが大きい都道府県全てにおいて専門家が配置されるよう引き続き取り組む。	措置済み、その後フォローアップを実施	環境省
26	温泉部会（審議）の開催頻度の向上	掘削許可を取得するまでの期間短縮のため、都道府県において温泉部会（審議）の適切な開催頻度を求める通知を发出する。	令和3年上期措置	環境省
27	温泉法による都道府県における離隔距離規制や本数制限等の撤廃	a 温泉法（昭和23年法律第125号）による大深度の傾斜掘削に対する離隔距離規制や本数制限等について、まずは都道府県の規制について科学的根拠のない場合の撤廃も含めた点検を求めるとともに、都道府県の規制内容及びその科学的根拠の公開を行うよう通知等にて周知する。 b さらに、都道府県等の意見聴取、実態把握、有識者による検討を経て、離隔距離規制や本数制限等についての科学的な知見を踏まえた考え方や方向性について結論を得て、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」にも反映する。	a: 令和3年上期措置 b: 令和3年度上期検討・結論・措置	環境省

(6) 風力発電等の導入拡大に向けた環境影響評価制度の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
28	風力発電事業における環境影響評価手続の対象事業規模要件の見直し等	a 環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象となる第1種事業の風力発電所の規模について、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点から検討した結果、	a: 令和3年10月措置 b1: 令和3年上半期には具体的な検討	環境省 経済産業省

		「1万kW以上」から「5万kW以上」に引き上げる措置を講ずる。 b1 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討・結論を得る。 b2 立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントの運用強化について、令和2年度に得た結論を運用に反映する。	を開始、令和4年度結論 b2:令和3年度から運用に反映	
29	ゴルフ場等の開発済み土地における太陽光発電等の推進に向けた環境影響評価手続の明確化	現行制度上でも、環境影響の評価を行う項目は、事業特性・地域特性に応じて事業者自ら選定することが可能で手続の簡素化を図ることができるが、メリハリのある環境影響評価を進めるために、太陽光発電に関するメリハリのある環境影響評価に係るガイドラインを公表する。	令和3年上期措置	環境省 経済産業省
30	環境影響評価手続における、地熱発電の事前調査等の位置付けの整理	地熱発電事業で想定される事前調査等の実施に関して、対象事業の実施制限に関する考え方について整理し、地方自治体や関係団体等に周知して理解の促進を図る。	令和3年上期措置	環境省 経済産業省

(7) 所有者不明土地や生産緑地等の有効活用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
31	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）における対象の拡大	所有者不明土地の有効活用と再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、同法の対象事業の範囲を出力1,000kW未満の再生可能エネルギー設備にも拡大する措置について、地域福利増進事業が地域の福祉や利便の増進に寄与する事業を対象としている趣旨を十分に踏まえつつ、有識者や地方公共団体などの関係者の意見を伺いながら令和4年の同法施行3年経過の制度見直しに向けて検討する。	令和4年の制度見直しを目指して令和3年検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
32	生産緑地地区内における売電を行う営農型太陽光発電設備の設置の実現	現行制度上認められている、農産物等の生産のために必要な営農型太陽光発電設備だけでなく、専ら売電を行う営農型太陽光発電設備についても、生産緑地地区内で設置できるよう措置を検討する。	令和3年度内できるだけ早期に検討・結論	国土交通省
33	水上太陽光発電の普及に向けた農業用ため池の活用	農業用ため池上に水上太陽光発電設備を設置している事例の調査を実施し、調査結果を踏まえて、水上太陽光発電設備を設置する上での留意点について、ため池管理保全法（平成31年法律第17号）に基づき事務の参考資料や地方公共団体への技術的助言として示すことを検討する。	令和3年度上期検討・結論・措置	農林水産省

(8) 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた系統制約の解消

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
34	ローカル系統や配電系統におけるノンファーム型接続の適用と費用負担	a ローカル系統におけるノンファーム型接続の適用に際しては、平滑化効果の弱さ等から、再生可能エネルギーの出力制御量が大きくなることが課題のため、増強計画の策定や	a:遅くとも令和4年度検討・結論・措置 b:aの検討・結論も	経済産業省

		再生可能エネルギーを調整電源化していく取組と一体的に検討を進めることとし、令和6年度で終了する予定のNEDO事業の完了を待たず、ノンファーム型接続の受付開始の前倒しを検討し、速やかに全国展開する。 b 配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大については、当面、分散型エネルギーリソースを活用したNEDOの事業プロジェクトにおいて必要となる要素技術等の開発・検証を進め、その結果を踏まえて社会実装に向けた方向性を取りまとめ、速やかな展開を目指す。 c 計画的な形でのローカル系統等の整備が望ましいことなどを踏まえ、ローカル系統等の整備と費用負担・接続の在り方を一体的に検討し、少なくともローカル系統に関しては原則一般負担化する方向で、一定の方向性を取りまとめる。	踏まえつつ、遅くとも令和4年度までの検討・結論を目指す、結論を得次第速やかに措置 c: 令和3年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	
35	送電線利用・出力制御ルールの見直し	a 送電線の利用ルールについては、メリットオーダーを追求していくが、市場主導型（ゾーン制・ノード制）への見直しは、システム開発等により一定の時間がかかる。そこで、早期に再生可能エネルギーの出力制御量を減らすため、まずは現行の実需給段階における需給調整方法を踏襲した仕組みにより、メリットオーダーにより混雑処理を行う再給電方式を開始する。 b その後、市場主導型への見直しを検討し、早急な実現を目指す。	a: 令和4年措置 b: aの検討・結論・措置を踏まえつつ、令和4年度までに市場主導型への見直しの検討・結論を目指す、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
36	北海道エリアにおける蓄電池の設置	a 北海道エリアにおけるサイト側蓄電池を求める技術的要件については、最大限早期に廃止することを検討する。 b 同エリアにおける系統側蓄電池については、最新データに基づくシミュレーションによる必要性を再検証し、その結果として導入不可欠な場合は、一般負担化を検討する。	令和3年度内できる限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
37	蓄電池の導入促進策	再生可能エネルギーの自家消費や調整力の観点から定置用蓄電池の導入促進が重要であるが、家庭用蓄電池については、価格目標や導入見通しの設定、EV電池の定置転用促進、製造設備への投資支援等に取り組む。系統用蓄電池については、その法的位置付け等の整理を進める。	令和3年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
38	オンライン代理制御等の早期実現	出力制御量を低減するため、オンライン制御可能な機器設置、発電量予測精度向上やオンライン代理制御等を検討・実施する。特に、オンライン代理制御については、出力制御単価の計算方法を再整理し、早期の導入を目指す。	令和4年措置	経済産業省
39	需給制約による出力抑制時の優先給電ルールの見直し	需給制約による出力抑制時の優先給電ルールについては、メリットオーダーを徹底するとともに、柔軟性を高めるよう、最低出力の状況等を精査した上で、火力発電の最低出力運転の基準の引下げ等を検討する。	令和3年内できる限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
40	再エネの電力市場への統	今般の、FIP制度の導入により、欧州同	令和3年内できる	経済産業省

	合を見据えた出力抑制の在り方の見直し	様に再生可能エネルギー事業者が自ら発電計画を提出する形となり、必ず買取が行われる状況から市場連動型での再生可能エネルギー導入が進む形へと転換していく中で、出力制御の在り方について、卒FIT電源やFIP電源などの非FIT再エネへの出力抑制に一定の金銭的精算をすることも含めて早急に検討し、一定の方向性を取りまとめる。 また、FIT電源に関しても、出力抑制時の追加的補償について、引き続き検討する。	限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	
41	系統情報の公開・開示の推進	投資判断と円滑なファイナンスを可能とし、発電事業の収益性を適切に評価できるようにする観点から、出力制御の予見可能性を高めることが必要であり、可能な限りリアルタイムに近く、30分値で電源別にビジュアル化して公開・提供する方針で見直しを実施する。また、火力の燃料種別の情報公開についても速やかに検討し、結論を得る。	令和3年内で限り早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
42	電源の休廃止などによって生じる連系可能量の情報公開	連系可能量が10万kW以上増加する際は、リプレースの有無にかかわらず、公表手続の対象に含むと整理し、電源の休廃止などによって生じる連系可能量の情報公開を、休廃止などの度ごとに都度実施していく。	令和3年度以降順次措置	経済産業省
43	オフサイト型の再生可能エネルギー発電設備導入に向けた「1需要場所1引込み1契約」の見直し	一定の条件を満たした場合、オフサイトの再生可能エネルギー設備から需要地まで自営線を敷設した上で、既存の送電網から1契約の契約を締結することが可能となるような措置を講ずる。	措置済み	経済産業省
44	小水力発電等に関連する系統連系要件の見直し	a 50kW未満の小水力発電(かご型誘導発電機)に課されている逆変換装置の追加設置要件については、その特性や運用実態等を調査した上で、方向性を取りまとめ、速やかに緩和等の措置を講ずる。 b 小水力に限らず、風力、太陽光、地熱などの全ての低圧及び高圧連系の発電設備に課されている能動的方式の単独運転検出装置の設置要件について、海外との比較や系統側での対策との比較(効果、経済合理性など)も含め、その必要性の見直しを検討し、速やかに結論を得る。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

(9) 再生可能エネルギー利用に係る需要家の選択肢の拡大

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
45	電源トラッキングの導入	a 電力市場においてあらゆる価値の証明の基礎となるため、今後国際基準との整合性を図るべく、FIT電源については発電事業者からの同意取得を不要とし、FIT電源のほぼ全量のトラッキングを実現する。 b 非FIT再生可能エネルギー電源については、令和3年8月から実証を開始し、実証の進展を踏まえつつ、全量トラッキングを実現することを目指す。 c 全電源のトラッキングに関しては、トラッ	a: 令和3年度措置 b: 令和5年8月までの実現を目指す c: 令和5年8月検討・結論	経済産業省

		キングの進展も踏まえつつ、対応の可否を含め検討する。		
46	電源表示の義務化や放射性廃棄物等に関する明確な電源表示	a 電気事業法（昭和39年法律第170号）の改正が必要となる、電源構成やCO2排出量などの表示の義務付けについては引き続き検討する。 b 電源の情報だけでなく、放射性廃棄物等に関する情報についても需要家や消費者の関心が高まっていることから、同情報についても「電力の小売営業に関する指針（令和3年4月1日）」において開示が望ましい行為と位置付けることについて検討し、速やかに結論を得る。	a: 令和5年8月検討・結論・措置 b: 令和3年4月から有識者による審議会にて検討開始、令和3年度上期までに結論を得ることを目指し、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
47	「再エネ価値取引市場」の創設、非FIT再生可能エネルギー電源の同市場への統合、電源証明型証書への転換、需要家による再生可能エネルギー価値の直接取引の解禁、現行のFIT証書の最低価格の引下げ等	a RE100等の再生可能エネルギーへの需要家ニーズの高まりに対応するため、エネルギー供給構造高度化法達成のために創設された「非化石価値取引市場」から、再生可能エネルギー価値の取引機能を切り離し、「再生可能エネルギー証書」として国際的に通用する形で取引できる市場（「再エネ価値取引市場」）を新たに創設する。 b その際には、FIT電源だけでなく、非FIT再生可能エネルギー電源についても、同市場で取引する方策について検討し、速やかに結論を得ることを目指す。 c 事業者が脱炭素化に向けた自らの取組を対外的に示していくためには、電源の種類や産地情報が重要であり、これらの情報が付随した証書（電源証明型）の実現に向けて、関係者との意見交換を行いながら検討し、速やかに結論を得ることを目指す。 d 従来小売電気事業者から電力とセットでしか購入できなかった再生可能エネルギー価値を、「再エネ価値取引市場」を新たに創設して需要家等へ開放する措置を検討し、速やかに措置する。 e-1 現行のFIT証書に設定されている最低価格（1.3円/kWh）は、欧米の再生可能エネルギー証書価格よりも大幅に高く、日本企業の再生可能エネルギー証書活用の障害の一つとなっていたため、RE100等の再生可能エネルギー利用への要請を踏まえ、現行のFIT証書に設定されている最低価格の大幅な引下げや撤廃を検討し、速やかに措置する。 e-2 また、今後創設される「再生可能エネルギー証書」についても、FIT電源か否かを問わず、一律に最低価格を設けないことも選択肢として、価格の在り方について検討し、速やかに結論を得ることを目指す。	a: 令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施 b: 市場の成熟を図りながら、令和4年度までの検討・結論を目指す c: 令和3年度検討・結論 d: 令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施 e-1: 令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施 e-2: 令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
48	発電事業者と需要家のオフサイト再生可能エネルギー供給契約（コーポレートPPA）締結の解禁	従来オフサイトの再生可能エネルギー発電所に関しては、発電事業者と需要家が直接供給契約（コーポレートPPA）を締結することが認められていなかったが、欧米では直接契約が認められていること、需要家の再生可能エネルギー調達方法の多様化への要望	令和3年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

		等を踏まえ、自己託送の定義を拡大し、条件付（F I T又はF I P制度の適用を受けない電源による電気の取引であること、需要家の要請に基づく新設の脱炭素電源であること等）で発電事業者と需要家が直接オフサイトの再生可能エネルギー供給契約を締結可能とする措置を検討し、速やかに措置する。 なお、自己託送により供給された電気は賦課金の対象外となることから、オフサイト型P P Aにおける賦課金の取扱いについては、負担の公平性の観点も踏まえつつ、引き続き検討する。		
--	--	--	--	--

(10) 公正で競争的な電力市場に向けた制度改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
49	会計分離や発電分離も含めた、内外無差別的な電力卸売の実効性を高めるための総合的な検討	今冬のスポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、電力システムの基盤となる競争環境を整備する観点から、支配的事業者の発電・小売事業の在り方、具体的には、旧一般電気事業者の内外無差別的な卸売の実効性を高め、グループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題（売入札の体制、会計分離、発電分離等）を総合的に検討する。	令和3年4月から有識者による審議会にて検討開始。旧一般電気事業者各社の内外無差別的な電力卸売の取組状況を令和3年上期までに確認した上で、令和3年度末を目途に結論を得ることを目指す	経済産業省
50	旧一般電気事業者の卸電力市場における規制の在り方の検討	今冬のスポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、卸電力市場に係る旧一般電気事業者の自主的取組（グロス・ビディング、余剰電力の限界費用ベースでの全量市場供出）について、その必要性やより強制的かつ実効性のある規制措置（市場供出の義務化等）も排除せずに、旧一般電気事業者の卸電力市場における規制の在り方を検討する。	令和3年4月から有識者による審議会にて検討開始、令和3年度上期までに結論を得ることを目指す	経済産業省

(11) 建築基準法や電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
51	駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進に向けた、アルミニウム合金造の建築物に係る手続の緩和	太陽光パネルのコストダウンが進みカーポートの屋根に敷設する太陽光発電設備の導入が進みつつある中、カーポートに多く用いられているアルミニウム合金造の小規模な建築物を、建築確認の審査時における構造基準についての審査省略制度の対象に追加する措置を講ずる。	令和3年7月措置	国土交通省
52	駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進に向けた、杭基礎一体工法の解釈の明確化	コスト削減のため、コンクリート基礎を用いない杭基礎一体型の駐車場屋根置き太陽光発電設備が新たに開発されたが、自治体によってはこの新規工法の解釈が明確でなかったため、杭と基礎が一体化した杭基礎工法であっても建築基準法上の基礎に該当する旨を、通知を発出し明確化する措置を講ずる。なお、基礎の構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合にお	令和3年7月措置	国土交通省

		いては基準に適合するものである旨も、併せて通知を发出し明確化する措置を講ずる。		
53	風力発電機への航空障害灯の設置基準についての緩和	風力発電機に設置する航空障害灯について、航空機の航行の安全を確保しつつ設置等に係る費用を削減する観点から、風力発電機の視認性評価試験及び分析・検証を行うとともに、その結果や国際基準等を踏まえ、設置基準の緩和策を取りまとめる。その後、速やかに基準の見直しを行う。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
54	風力発電における風況観測塔の設置に係る建築基準法の緩和	風車の大型化に伴って主流となりつつある高さ60m超の風況観測塔の設置に関して、存続期間が限定的であり、人が容易に立ち入らない場所や洋上に設置され、人家等への影響も考えにくいことなどから、 a 人が容易に立ち入らない場所に立地する存続期間が2年以内の簡易な形状の風況観測塔で、60m超のものに適用されている建築基準法による一律の基準を緩和し、時刻歴応答解析を不要とする。 b 人が容易に立ち入らない場所に立地する存続期間が2年以内の風況観測塔その他の簡易な形状の工作物に対する規制を緩和し、高さ60m超であっても大臣認定を不要とする。	a: 令和3年度上期措置 b: 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
55	太陽電池発電設備の技術基準の明確化	太陽電池発電設備については、電気設備の技術基準等において、自重、地震、風圧等の加重に対し安定であることなどを規定していたところ、技術革新の進展や設置形態の多様化等を踏まえ、民間規格や認証制度と柔軟かつ迅速に連携できるよう、太陽電池発電設備に特化した技術基準を策定する（令和3年4月1日付け施行）。	措置済み	経済産業省
56	バイナリー発電設備（有機ランキンサイクル方式）の監視方法に係る技術基準の見直し	有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備は、電気事業法の汽力発電設備に分類され、発電所構内において常時監視が必要とされているところ、発電所構内における常時監視と同程度と判断される要件（制御所における監視・制御、異常時の対応など）について検討を行い、必要な措置を講ずる。	措置済み	経済産業省
57	バイナリー発電設備（有機ランキンサイクル方式）の主任技術者選任方法等に係る見直し	有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備は、電気事業法の汽力発電設備に分類され、発電設備等の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、ボイラー・タービン主任技術者の選任が必要とされているところ、そのリスクや他国における保安規制を調査するとともに、ボイラー・タービン主任技術者の選任方法等について検討を行い、結論を得る。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
58	PPAに関する電気主任技術者選任方法等の明確化	事業用電気工作物については、電気主任技術者の選任や保安規程の届出等を求めているところ、PPA（電力の需要家がPPA事業者に敷地や屋根などのスペースを提供し、当該PPA事業者が需要家に対し、電気を供給する形態）に特化した具体的な見解は示していないことから、実態を詳細に調査した上	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

		で、P P Aに係る電気主任技術者の選任方法等について検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。		
59	電気主任技術者の統括による選任要件の見直し	電気主任技術者の統括による選任については、自社選任で体制を構築することや、電気主任技術者が発電所に2時間以内に到達可能であることを求めているところ、要件見直しの検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
60	太陽電池発電所における電気主任技術者の外部委託や兼任要件の見直し	太陽電池発電所に係る電気主任技術者の外部委託及び兼任要件は、電圧7,000V以下かつ出力2,000kW未満としているところ、外部委託や兼任要件の見直しについて検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	措置済み	経済産業省
61	電気主任技術者が保安管理業務を受託するための実務経験年数の短縮	電気主任技術者が保安管理業務を受託するためには、一定期間の実務経験が必要であるところ、講習受講を条件とした実務経験の短縮について検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	措置済み	経済産業省
62	電気主任技術者の外部委託制度における年次点検周期の見直し	自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、年次点検を1年に1回以上実施することを求めているところ、遠隔監視技術等の効果や保安水準の確保について丁寧な調査した上で、点検頻度の緩和について、検討する。	令和3年度に調査の上、検討を開始し、令和4年早期に検討結果を踏まえて結論	経済産業省
63	電気主任技術者の外部委託制度における月次点検の遠隔点検制度化	自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、電気保安管理業務の実施については、現場での目視点検や測定等を基本とした制度となっているところ、遠隔監視技術等の活用による現場点検の代替について検討し、速やかに所要の措置を講ずる。	措置済み	経済産業省
64	電気主任技術者試験の試験方法の見直し	電気主任技術者については、人材不足が進む見込みであるところ、受験機会を増やすこと（年1回→年2回）などによる資格者の確保について検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	準備期間を経て令和4年度措置	経済産業省
65	風力発電所に係る工事計画の審査実施方法等の見直し	特殊な環境（強風地域、軟弱地盤等）に立地する発電用風力設備の工事計画については、専門的観点から適切に審査するため、外部有識者から構成される専門家会議における審査を踏まえ判断している。また、審査の円滑化及び効率化のため、事業者に対して、事前に第三者認証機関によるウィンドファーム認証を受けることを推奨している。今回、技術基準適合性を判断できる第三者認証機関によるレポートを工事計画申請書に添付することによる専門家会議の省略や第三者機関に求められる要件について検討を行い、結論得次第、速やかに所要の措置を講ずる。	令和3年度結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
66	風力発電所の工事計画に係る審査要件の明確化、公表	発電用風力設備のうち、一般的な設備は産業保安監督部で審査を行う一方、特殊な環境（強風地域、軟弱地盤等）に立地する設備は専門的観点から適切に審査するため、外部有	令和3年度結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

		識者から構成される専門家会議における審査を行っている。今回、これまでの専門家会議の知見を精査し、一般的な設備の要件の見直し・明確化及び公表方法について検討を行い、結論得次第、速やかに所要の措置を講ずる。		
67	洋上風力発電設備の設計に係る審査一本化	洋上風力発電設備の設計に当たっては、電気事業法、港湾法等に基づく審査を行っているところ、審査の効率化や審査期間の短縮のため、①ウィンドファーム認証と②登録確認機関による技術基準の適合性確認に係る審査について、審査書類の共通化や審査の一本化（①②の有識者会議の合同開催）による効率化を検討し、速やかに所要の措置を講ずる。	措置済み	経済産業省 国土交通省
68	小水力発電等に関連する工事計画届出の添付書類（短絡強度計算書）の見直し	高圧連系の小水力発電等について、工事計画届出時に誘導発電機及び変圧器の短絡強度計算書の添付を求めているところ、誘導発電機についてはその特性（短絡電流、通常の使用で想定される系統並列時の突入電流）を調査、変圧器については実際に想定される短絡電流を調査し、変電所や需要設備と規制レベルを比較するなど、「短絡強度計算書」の添付不要化を検討し、速やかに結論を得る。	令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

(12) バイオマスに係る安全規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
69	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）におけるボイラー規制規模要件からの伝熱面積の撤廃	バイオマスが低発熱量燃料であることから、同出力の他燃料のボイラーと比較し、伝熱面積が相対的に大きくなり、大気汚染防止法のばい煙測定対象となりやすく、結果としてコスト高に繋がっていた。現状において再検討した結果、伝熱面積と排出ガス量の間に強い相関が確認できず、伝熱面積を規模要件として規制することは公平さを欠くことが起こり得ることから、ボイラーにおける規制規模要件から伝熱面積を撤廃し、燃焼能力のみとする措置を講ずる。	令和3年度上期改正政令公布	環境省
70	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）における温水ボイラーの圧力・伝熱面積規制の見直し	同法における温水ボイラーの規制区分が欧州の流通段階における規制区分と異なり、バイオマスボイラー普及の障害の一つとなっているため、使用段階を含む海外規制（欧州や米国等）及びバイオマス温水ボイラーの特性について詳細調査、専門家による技術検討等を実施し、規制の見直しを措置する。	令和3年8月検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

(13) 洋上風力の導入拡大に向けた規制・制度の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
71	日本版セントラル方式の導入	初期段階から政府や自治体が関与し、より迅速・効率的に風況等の調査、適時に系統確保等を行う仕組み（日本版セントラル方式）の確立に向け、実証事業を立ち上げること等を通して、その在り方を検討する。	令和4年度までに検討し、その結果も踏まえて結論	経済産業省 国土交通省 農林水産省 環境省

72	カボタージュ規制に関する外国籍船の国内輸送も可能とする特許の審査基準の明確化	カボタージュ規制に関連して、例外的に外国籍船の国内輸送も可能とする特許（船舶法（明治32年法律第46号）第3条但し書に規定）の審査基準を国土交通省ホームページ等にて明確化する。	措置済み	国土交通省
73	洋上風力発電の事業終了後の原状回復義務や残置規制の明確化	着床式洋上風力発電施設のうち、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の対象施設に該当するものの事業終了後の構造物の取扱いについては、海域における廃棄は原則禁止であるが、環境大臣の許可を得た場合には残置を行うことが可能であることを明確化したところ。 また、同法に照らして認められる海洋環境の保全に十分に配慮した撤去方法の具体的な在り方については、令和2年度に関係省庁連絡会議を開催して検討を重ねているところであるが、今後有識者を交えた検討会を開催し、一定の考え方を示す。	令和3年度上期措置	環境省 国土交通省 経済産業省

(14) 水循環政策における再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制・制度の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
74	水循環政策における水力発電等に関する数値目標及びロードマップの策定	新たな2030年度の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向け、関係省庁会議を開催し関係省庁の協力を得ながら、水循環政策における水力発電等の導入数値目標及び目標達成に向けたロードマップを策定する。	直ちに検討を開始し、エネルギー基本計画の議論を踏まえつつ、できるだけ速やかに結論・措置	内閣官房
75	既存ダムを最大限活用するための施策の推進	a 治水と利水を両立しつつ、既存ダムの容量の有効利用を促進するため、利水関係者や流域の関係者と調整しながら、気象予測を活用したダム運用の改善について、個別河川ごとにロードマップを作成し、取組を加速する。 b 平時の治水の利水利用（特に発電）への協力を推奨する旨の通知を河川管理者宛に発出し、発電利用を促進する。 c 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいては、個別河川ごとに検討を行った上で、治水に支障を及ぼさない範囲で、洪水調節容量の一部に貯水を行い、非洪水期において、貯留した水を水力発電しながら放流することを、より推進する。 d 発電増強の観点も十分踏まえ、ダムの嵩上げや発電施設の改築等を含むダム再生事業を引き続き進める。	a: 速やかに個別で検討し順次措置 b: 令和3年上期措置 c: 令和3年非洪水期から順次措置 d: 順次措置	国土交通省
76	長時間アンサンブル降雨予測技術を用いた更なるダムの運用改善	a 事前放流の更なる拡大や、発電に利用できるようできるだけ緩やかに事前放流することによる増電が期待される長時間アンサンブル降雨予測技術について、国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダムにおいて順次実装する。 b 新たな降雨予測技術を活用したダムの運用改善についての基本的事項を定めたマニュアル等を整備する。	a: 令和5年度から順次措置 b: 令和4年度措置	国土交通省
77	発電利用されていない既	a 自治体が管理するダムを含めた国土交通	a: 令和3年7月措	国土交通省

	存ダムへの発電機の設置の促進	省が所管するダムで、発電利用されていないダムの状況を把握する（利水用の放流を活用した発電の状況を含む。）。 b 国土交通省及び水資源機構が管理する治水等多目的ダム（128ダム）のうち、発電に未利用の河川維持放流を活用した自家用小水力発電を導入していない8ダムにおいて、必要に応じて民間資金の活用等も検討しつつ、可能な限り自家用小水力発電を導入する。	置 b: 速やかに個別で検討し順次措置	
78	特定多目的ダムにおける納付金等に関する方策	a 国が建設・管理する特定多目的ダムに係る費用負担については、受益者間の公平性の確保の観点等にも十分に配慮した上で、発電機の設置が拡大されるよう、例えば、国自らが管理用発電として発電し、余剰分を売電する方策等も含めて検討を行い、結論を得る。 b 地方自治体が建設・運営するダムに関して、必ずしも特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）のルールに従う必要はない旨の通知を都道府県宛に発出する。	a: 令和3年度検討・結論、結論を得次第措置 b: 令和3年上期措置	国土交通省
79	「相乗り発電」の積極的な導入支援	既存の農業用水路を拡張し、農業用途だけでなく、発電用途にも活用する「相乗り発電」について、水力発電事業者が必要とする情報を分かりやすく示した資料を作成し、積極的に周知する。	令和3年度上期措置	国土交通省 農林水産省
80	水力発電用の水管に関する道路占用許可の取扱いの明確化	水力発電用の水管について、実態を把握し、問題がないことが確認されれば、一定の基準を満たすものについては、義務占用物件と同様に、道路占用許可を与える旨の通知を各道路管理者宛に発出する。	令和3年度措置	国土交通省

(15) 固定価格買取制度関連の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
81	地熱発電に関する源泉のモニタリング実施期間の考え方の見直し	地熱発電に関する源泉のモニタリング実施期間の考え方を、現行の「掘削許可日より前1年」から「掘削開始日より前1年」とする運用が可能であるように「事業計画策定ガイドライン（地熱発電）」を改訂する。	令和3年度上期措置	経済産業省
82	国有林貸付や保安林手続を要する案件における3年ルールの弾力的運用	環境影響評価手続や国有林貸付・保安林手続の迅速化等によって3年以内に土地の権原を確保できる制度整備を目指すという前提の上で、合理的な理由により、土地の権原の確保に3年以上かかってしまうケースが生じることとなった場合には、個別の状況を踏まえつつ、取消しを猶予するなど柔軟に対応する方向で検討する。	順次検討・結論・措置	経済産業省

(16) 住宅・建築物におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
83	ロードマップや目標の策定	2050年カーボンニュートラルの実現目標からのバックキャストの考え方に基づき、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しにあわせて、規制措置の強化やZEHの普及拡大、既存ストック対策の充	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて策定	国土交通省 経済産業省 環境省

		実等対策の強化に関するロードマップを策定する。 また、その検討を踏まえて住宅ストックにおける省エネルギー基準適合割合及びZEHの供給割合の目標を策定し、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画に反映する。		
84	省エネルギー基準の適合義務化・基準強化	現在の省エネルギー基準を全ての建築物・住宅において適合義務化、また脱炭素化に向けて段階的に基準を強化していくことを検討する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論	国土交通省 経済産業省
85	ZEHの更なる普及拡大に向けた方策	現在のZEHの2030年目標「新築住宅の平均でZEH」だけではなく、ZEHの断熱基準の適合義務化や太陽光発電設置も含めたZEHの義務化などの規制措置も含め、ZEHの更なる普及拡大に向けた方策について検討する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論	国土交通省 経済産業省 環境省
86	既存住宅・建築物の省エネルギー対策の推進	既存住宅・建築物の省エネルギー対策の更なる推進に向けて、増改築や大規模改修時における、省エネルギー基準の適合義務化を検討する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論	国土交通省
87	住宅・建築物のエネルギー性能表示の推進	消費者が建物の性能を認識し、改善する機会を提供するだけでなく、比較して選択することができるよう、省エネルギー性能表示の義務化も含めた更なる規制の強化を検討する。	地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しに併せて検討・結論	国土交通省
88	建材や設備などの性能の強化	a トップランナー制度のうち、目標年度を過ぎた各種のエネルギー多消費機器については、技術の進展や足下の高効率機器の普及状況を踏まえつつ、基準の見直しを随時行っているところであるが、今後も順次適切に見直しの検討を行っていく。 b 建材トップランナー制度については、今後、事業者の達成状況を確認しつつ、2050年カーボンニュートラルを踏まえ、住宅等の省エネ基準等見直しと整合的に、住宅の断熱性能の向上に資する高性能な建材が市場に普及していくようトップランナー基準の引上げを含めた制度の見直しに向け、方向性を取りまとめる。 c 需要側が高性能な窓を選択可能とすることにより低品質な窓が市場から排除されるよう、窓の性能表示制度の在り方について見直しの検討を行い、結論を得る。	a：順次検討・結論・措置 b：令和3年度内の結論を目指す、結論を得次第速やかに措置 c：令和3年度内の結論を目指す、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
89	官庁営繕事業におけるZEBの取組	a 低コスト化のための技術開発の動向等を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Orientedとし、ノウハウを蓄積しつつ、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指す。 b 各府省庁等におけるZEBの実現に寄与するため、先進事例のノウハウをまとめた事例集等を作成し共有するとともに、得られた技術情報を基に、官庁施設整備に適用する基準類の見直しを進める。	a：順次措置 b：事例集の作成・共有は令和3年度措置 基準類の見直し等は、令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省

(17) 海底下CCSに関する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
90	海底下CCSに関する規制の見直し	a 環境省は、二酸化炭素を貯留する事業者による海洋環境の監視計画の内容及び異常が生じた場合の監視レベルの移行基準³について、事業者の自主判断で一定の変更申請を行えるよう検討を行い、その結果をガイドライン等に明記する。 b 環境省は、二酸化炭素の分離・回収技術について、現在の規定であるアミン法に限定することが妥当か及び貯留できる二酸化炭素の濃度を99%（又は98%）以上とする規制を課すことが合理的か最新の知見を基に検討会において議論し、結論を得る。その結果に基づいて、法令の改正、ガイドラインの策定、事業者への周知等必要な措置を講ずる。	a: 令和3年度上期措置 b: 令和3年度上期検討、令和3年度結論	環境省

³ 通常時監視から異常時監視へのフェーズ移行を判定する基準

5. 雇用・教育等

(1) 規制改革の観点

「今般のコロナ禍やその後の時代を見据えた働き方等への対応」、「未来を支える人材の育成」の観点から、以下の事項について重点的に取り組む。

(2) テレワークの普及・促進に資する取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	テレワークの普及・促進に資する取組	厚生労働省は、テレワークの普及・促進に資するよう、以下の方向性を踏まえて「これからのテレワークでの働き方に関する検討会」において、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」（以下「テレワークガイドライン」という。）の改定及び関連する措置に向けた議論を加速させ、取りまとめを行う。その結果に基づき、テレワークガイドラインの改定等を行う。 ○ 総論 ・ テレワークの普及・促進のためには、テレワークは働き方として、労働時間管理にとどまらず、労務管理全般について、テレワークはオフィスで働く場合と同様に扱われるものである一方、その特性上、オフィスで働く場合と異なる点が生じ得るものであることから、労働時間に関する関係法令の留意事項を示すだけでなく、これまで記載の薄かった労務管理全般に関する事項を充実させ、労使双方にとってテレワークでの働き方を行いやすいものとしていく必要がある。具体的には、労働者の健康状態の確認や、人材育成、人事評価等の観点から網羅的に整理し、質の高いテレワークを行えるよう労使双方にとってテレワークの実施に当たって取り組む事項が明確になるよう記載を充実する。 ・ 業務を効果的に実施する観点から出社とテレワークを組み合わせることが有効な場合もあることや、テレワークの実施に当たっても労働時間と生活時間の切り分けなど労働者のワークライフバランスについても配慮が必要であることを記載。 ○ 労務管理 ・ 正社員、非正規雇用労働者等の雇用形態の違いのみを理由としてテレワーク対象者を分けることのないよう留意が必要である旨を記載。 ・ また、派遣労働者についても、円滑にテレワークが行うことができるよう、テレワークを行う際の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）上の留意事項について言及する。 ・ 労働者が自律的に働くことができるよう、	措置済み	厚生労働省

		労使双方にテレワークのメリットがあることを明確にしつつ、管理者側のマネジメント能力の向上や労働者の人材育成も重要である点に言及する。 ・ 在宅勤務手当や実費支給の通勤手当が社会保険料の算定基礎となる報酬に該当するか等の取扱いについて明確化する。 ○ 労働時間管理 ・ 労働時間管理について、出社の場合と比べてテレワーク時には、使用者による現認ができない等の特性があり、長時間労働の抑制に留意する必要がある。テレワーク時に過度な管理を求めるものではないことを明確にしつつ、テレワークの特性も踏まえた適正な労働時間管理ができるよう、いわゆる中抜け時間の対応等にも留意しつつ、労働者の自己申告による把握も含めた労働時間の把握方法などを明確化する。 ・ テレワーク時の所定労働時間外・休日・深夜労働についてはテレワーク時において、これらが原則禁止であるとの理解がある記述をテレワーク時以外の場合と同様の取扱いに修正する。 ・ 事業場外みなし労働時間制やフレックスタイム制がテレワークになじみやすい制度である旨を示した上で、適切な活用が図られるよう、適用要件などに係る記載の整理・明確化を行う。 ○ 労働安全衛生等 ・ 自宅等でテレワークを行う際の作業環境の整備や、労働者のストレス軽減や心身の不調の変化の早期把握に当たって事業者・労働者が留意すべき事項について、テレワークの特性を踏まえて整理し、例えばチェックリストなどにより、分かりやすく示す。その際には、労使双方にとってチェックリストなどの確認が過大な負担とならないよう留意する。 ・ テレワーク時において被災した労働者への迅速かつ公正な労災保険給付のため、事業主等が災害発生状況を正確に把握できるよう、労働者が当該状況を記録しておくこと等の方策を示す。		
--	--	--	--	--

(3) 労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	労働関係の書面・押印・対面規制の撤廃	a 厚生労働省は、長時間労働等が認められる労働者に対し行う医師による面接指導について、コロナ禍で対面指導に制約がある中、非対面の面接指導を促進する観点から、「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施につ	a, b, e: 措置済み c: 令和3年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 d: 継続して検討	厚生労働省

		いて」（平成 27 年 9 月 15 日厚生労働省労働基準局長通達）における対面を原則とする記述を削除し、中立的な記述となるよう見直す。あわせて、情報通信機器を用いて面接指導を行う場合には面接指導を行う医師について産業医である必要があるなど一定の要件が課されているが、一定の要件のうちいずれかに該当することが望ましい旨の記載とし、事実上要件を撤廃する。 b 厚生労働省は、健康保険法（大正 11 年法律第 17 号）に基づき事業主が健康保険組合に提出する被保険者資格取得届等の書類について、押印を撤廃するべく省令改正を行う。また、「健康保険被扶養者異動届」など民間法人である健康保険組合において様式を定める書類についても押印を求めないよう要請する。 c 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 103 号）により、労働者等への通知及び労働者からの異議申出については書面で行う必要がある。この点について、厚生労働省は、労使間で連絡等に電子メール等を利用している場合があることも考慮して労使双方にとって負担のない方法で実施できるよう配慮しながら、相手方に確実に到達する方法で提供するとともに事後に紛争が生じて労働者の地位が不安定になることを防止するという法の趣旨を踏まえ、電子化を可能とすることに向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。 d 労働基準関係法令は、「事業場単位」で個々の労働者の就労状況を踏まえ適用するとされているところ、例えば、事業場間での配置転換に際し事業場単位での労働時間を通算しなくてもよいとされていることなど従来の「事業場単位」の考え方では必ずしも適切といえない点があると考えられる。また、就業規則や 36 協定についても、多くの企業が、事業場からの意見を聞きつつ本社主導で管理を行っている実態にあるとの意見もある。 厚生労働省は、以上のような観点にも留意しつつ、労働基準関係法令において「事業場単位」で適用される制度や行政手続の在り方について、職場環境の変化や就労の実態を踏まえてより適切なものとなるよう、「事業場単位」の妥当性も含めて、現在の労働基準関係法令の施行の状況の実態の把握を行いつつ、中長期的な課題として検討する。 e 労働安全衛生法の規定に基づく特別教育の実施に当たり、「インターネット等を介した e ラーニングにより行われる特別教育の当面の考え方等について」では、例えば、動画再生や P C の操作記録等に基づき事業者等が受講状況を確認する場合や W E B 会議ツ	
--	--	--	--

		ールを用い、リアルタイムで講師が受講状況を確認しながら教育を行う等の措置をとる場合等には監視者の配置や受講時間の特定を求めるものではないことが必ずしも明らかとなっていない。 厚生労働省は、受講状況の確認と各特別教育規程で定める教育時間以上の教育が行われたことが担保できれば、以上の例のようなe ラーニングを行うことができることを明らかにし、具体的な措置のモデルケースを提示しつつ、通知などの措置により周知する。		
--	--	---	--	--

(4) 多様で主体的なキャリア形成等に向けた環境整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	多様な働き手に対する職業訓練・教育訓練機会の提供	a 厚生労働省は、中高年齢層を対象に、実務に即した多様な訓練プログラムを開発するなど、職業人生の長期化や将来的なキャリアを見据えた訓練を推進する。 b 厚生労働省は、高齢求職者を対象とした離職者訓練プログラムの研究開発を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施しているところ、労働市場における求人・求職の動向を勘案しつつ、職種等のミスマッチ解消も目指して開発したカリキュラム等を基に高齢求職者向けの訓練の普及を図る。 c 厚生労働省は、公的職業訓練におけるオンラインによる訓練の実施状況や訓練効果等を把握・分析した上で、利用実績向上等の目標設定も見据えつつ、受け手の利便性や訓練効果の向上等の観点からオンラインによる訓練の活用促進に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。 d 厚生労働省は、教育訓練給付制度に関して、既にオンラインによる教育訓練も対象となっているが、制度活用を図る観点から、一層の周知を図る。 e 厚生労働省は、令和3年2月より、実施されている求職者支援制度に係る特例措置に関して周知を図る。 f 厚生労働省は、求職者支援制度に係る特例措置の実施状況等の効果について分析・把握を行い、今後、求職者支援制度をより有効なものとなるよう、必要に応じ措置を行う。	令和3年度措置	厚生労働省
4	自律的・主体的なキャリア形成の支援と職業生活の安定を図るためのセーフティネットの整備	a 厚生労働省は、正社員にとどまらない多様な働き手の自律的・主体的なキャリア形成の促進を主眼に置き、人的資本への投資戦略の重要性、実務につながる教育訓練の実施、働き手の時機に応じたキャリアの棚卸しや企業の人事政策の一環であることを念頭に置いたキャリアコンサルティングの必要性、教育訓練休暇の付与・取得促進など、働き手・企業が取り組む事項や人材開発施策に係る諸制度を体系的に示した「リカレントガイド	a, b: 令和3年度措置 c: 令和4年度措置 d: 令和3年措置 e, f: 令和3年検討開始	厚生労働省

		ライン」の策定を行う。その際には、上場企業等に対してはコーポレートガバナンスコードの趣旨や内容も踏まえた連動等も視野に含みつつ、労使からの意見を反映させながら検討を開始し、速やかに必要な措置を行う。 b 厚生労働省は、キャリアコンサルタントの働き手・企業双方にとっての質の向上のため、5年ごとの資格更新に係る研修のみならず、オンラインによる動画教材を提供しているところであるが、利用者へのヒアリング等を通じ、自律的・主体的なキャリア形成のためのコンサルティング実施に向けて検討を行い、必要な措置を行う。 c 厚生労働省は、令和2年に実施したジョブ・カードの利用者ヒアリングの調査結果を踏まえ、キャリア・プランニング及び職業能力証明ツールとして、労使双方における利便性・利用継続性の向上や、生涯にわたる活用の促進のため、ジョブ・カードをオンライン上で登録できる新たな作成支援サイトの構築を行う。 d 厚生労働省は、「在籍型出向等支援協議会」において事例収集及び、在籍型出向によるキャリア形成・能力開発に係る効果についても調査・把握を行い、横展開を図る。 e 厚生労働省は、必要に応じ関係府省と連携し、フリーランス・トラブル110番に寄せられた相談内容について把握・分析を行うとともに、キャリア形成への支援や労災保険の特別加入の拡大等、フリーランスに対する必要な対応について検討を行う。 f 厚生労働省は、「労働市場における雇用仲介の在り方に関する研究会」において、多種多様となっている人材サービスについて現状把握を行い、事業者の透明性向上や求職者等の安心感を高めるべく、今後の雇用仲介制度の在り方について、検討を行う。		
5	社会経済環境や雇用慣行などの変化を踏まえた雇用関係制度の見直し	a 厚生労働省は裁量労働制について、現在実施中の実態調査に関して、適切に集計の上、公表を行う。その上で、当該調査結果を踏まえ、労働時間の上限規制や高度プロフェッショナル制度等、働き方改革関連法の施行状況も勘案しつつ、労使双方にとって有益な制度となるよう検討を開始する。 b 厚生労働省は、多様な正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルールの明確化及び労働契約法（平成19年法律第128号）に定められる無期転換ルールの労働者への周知について、「多様化する労働契約のルールに関する検討会」において、令和3年公表予定の実態調査結果等を踏まえて議論を行い、取りまとめを行う。その上で、労働政策審議会において議論を開始し、速やかに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を	a: 令和3年調査結果公表、調査結果が得られ次第検討開始 b: 令和3年調査結果公表、議論を開始し速やかに結論を得る。結論を得次第、措置	厚生労働省

		講ずる。		
--	--	------	--	--

(5) デジタル時代の日本を支えるイノベーション人材育成の環境整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	デジタル時代を踏まえた大学設置基準等の見直し	a 「遠隔授業の方法により修得する単位数の上限（60 単位）」については、一部のみオンラインで実施する場合はこの上限の範囲内には入らないことが明確化されたが、通学制と通信制の設置基準の見直しに当たっては、通学制と通信制の差異が相対化していることを踏まえ、それぞれの長所を生かした形で大学が独自性を活かすことができるよう、更なる見直しが必要であり、関係者の意見を聞きながら検討を行う。 b 現在、多くの大学は対面方式と遠隔方式を組み合わせた「ハイブリッド方式」を取り入れているが、この方式において授業が行われた場合に、対面／遠隔で受講した学生から見て、それぞれ対面授業とカウントされるのか、遠隔授業とカウントされるのか（60 単位に含まれるのか）ルールを明示化し、周知する。 c 卒業に必要な 124 単位のうち、遠隔授業の方法により修得する単位数の上限は 60 単位、対面授業が求められるのは 64 単位であるが、「遠隔授業が半数以下の場合是对面授業とみなされる範囲は、124 単位全てに適用される」というオンライン教育に関する活用の趣旨の大学現場への浸透を図るとともに、コロナ禍において特例的に認められている措置（対面授業を実施することが困難である場合、遠隔授業等を行う弾力的な運用が認められる措置）が、いつまで適用されるのか、早急に周知する。 d 大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）では、授業の主たる実施場所は大学の校舎等であることが求められ、学外の施設の利用は授業の一部のみで認められているが、オンライン授業の普及・利用状況を踏まえ、また大学に今後期待されるリカレント教育の実施に向けた社会人の利便性等の観点から、校地・校舎面積の物理的空間としての規制、例えば「校舎等施設」（「大学設置基準」第 36 条）、「校地の面積」（同第 37 条）、「校舎の面積」（同第 37 条の 2）並びに「運動場」（同第 35 条）等の基準について、大学の独自性を考慮した上で、柔軟に対応できるよう見直しを実施する。また、デジタル書籍の利用やオンライン授業が今後更に広がると想定される中で、大学設置基準における体育館を始めとした施設の設置義務等の妥当性について検討し、見直すとともに、必ずしも「紙の本」の図書館や教員の個室は必要ないという点と併せて、周知する。	a, d, e, f, g, h, i: 令和 3 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b, c: 措置済み	文部科学省

		e 国際的活躍を目指す学生のキャリア形成の過程において、海外大学院への進学は珍しくないが、大学設置基準において、卒業要件は、「大学に4年以上在学し、124単位以上を修得する」と定められている。大学卒業要件は、大学に何年在学したかではなく、何を修得したかで認められるべきであり、「単位」（「大学設置基準」第21条）を取得した場合には、4年未満であっても卒業できるように見直しを行う。同時に、入学時期や卒業時期についても、海外への大学留学・大学院進学における利便性も踏まえ、柔軟な設定を可能とする。 f 時間的、地理的な制約が緩和されるデジタル時代においては、対面教育のみを前提とした現行の厳格な定員管理は、より柔軟かつ合理的な定員管理に見直される必要がある。定員管理について、個別の事情（例えば医学部における実習可能数の上限等）がある場合を除いて、「学部単位の入学定員」をより柔軟化するとともに、単年度での管理についても、複数年度の平均値での管理など、より現実的な方法に変更を行う。また、社会人学生や留学生に関する定員についても、より柔軟な設定をすることを可能とする。 g 大学設置基準において、「当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数」と「大学全体の収容定員に応じ定められる教授等の数」の合計した数以上」と定められている専任教員数の規定について、学部の種類や各大学の実態に即した形で見直す。 h 魅力的な大学・専門職大学の設立に当たっては、優れた実務家教員の採用による民間ビジネスの実態に合わせた環境の整備等は必須であるが、その基準は必ずしも明示化されていない。したがって、「実務家教員」の定義（実務家教員の研究・教育実績の明確化）や学校名（どのような学校名なら認可されるか、不認可となるか、またその基準について）等については、大学等の設置認可の申請に当たり、誰もが分かりやすい形で明示化する。 i 大学設置基準において、単位互換が認められるのは60単位の上限があるが、海外からの留学生の取り込み、国内の日本人の海外留学の促進、大学間の単位互換の促進などの観点から、単位互換制度の活用状況や将来的なニーズ、また、自ら定める学位授与方針等との整合性や質保証の観点等も踏まえ、単位互換制度の在り方について議論を行う。		
7	デジタル時代を踏まえた高校設置基準等の見直し	a デジタル技術の進歩と活用により、各高校がより多様な教育を提供することが可能となったことを踏まえ、全日制・定時制と通信制のそれぞれの長所を生かしながら、教育現場の独自性が活かされるようにすべきである。このような観点から、高等学校設置基	a: 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b, c, d: 令和3年度措置	文部科学省

		準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）に定める施設・設備要件については、より柔軟な対応が可能となるようにすべきである。全日制・定時制・通信制それぞれの設置基準についても、教育現場における創意工夫が最大限生かされ、質の高い教育が実現できるよう、柔軟なものに見直していく必要がある。したがって、「校舎の面積」（「高等学校設置基準」第 13 条、「高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）」第 8 条）、「運動場の面積」（「同基準」第 14 条）、「校舎に備えるべき施設」（「同基準」第 15 条、「同規程」第 9 条）、「その他の施設（体育館）」（「同基準」第 16 条）について、各要件の根拠を明確にするとともに、今の時代に即した抜本的な見直しを行う。 b ICT の活用等により、生徒それぞれが苦手分野の克服や、より高次の学習内容を修得することが可能となる中で、各学校において、生徒の習熟度等を考慮し、特に必要がある場合には、学習指導要領で設定されている標準単位数に縛られず、単位数を増減できること、及び学習指導要領において示している内容に関する事項は取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、後に履修する科目の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することが可能である旨は、「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料（令和 3 年 3 月）」において公表されているが、現場への確実な浸透が図られるよう周知する。 c オンライン授業は、プログラミングなど日々のアップデートが必要な教科について、外部の専門家の最先端の授業を受講することを可能とするだけでなく、担任教師はその時間を個々の生徒のフォローや教務に充てることができるなど、多くのメリットがある。オンライン授業の活用について学校現場の裁量が広がったことを踏まえ、教育現場において教育の質を高める多様な取組が実施されるよう、さらには教師がオンライン授業を活用するための ICT 等の知識習得やオンライン授業の具体的活用方法を示すなどソフト面も含めた支援を行うことにより、必要な環境整備を実施する。同時に、新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業中に行われたものも含む遠隔・オンライン教育等、ICT を活用した学びの成果や課題について、今後適切に検証を進め、その結果も踏まえた目標設定を行う等 ICT の効果的な活用に向けた取組を推進する。 d 指導要録は、在籍生徒一人一人について、①学籍に関する記録、②指導に関する記録を	
--	--	--	--

		まとめたもので、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に基づき、各学校において保存義務が定められている（①は20年、②は5年）。現行制度においても、指導要録の作成、保存、送付を情報通信技術を活用して行うことは可能であり、校務支援システムにおける指導要録のデータ項目の標準化も既に行われているところであるが、校務の情報化・標準化を進める観点からも、このような校務支援システムの導入等により、指導要録の電子化をより一層促す。		
8	教員資格制度に係る規制・制度の見直し	a 教師の「質」と「量」にはトレードオフの関係があるとの指摘もある中、教師の「質」について早急に議論を行い、分かりやすい形で示されるよう、結論を出す。また、これに伴い、現在の教員免許制度や免許更新制が教師の質を高めているのかについて検証を行い、教師としての人材育成・評価の観点も踏まえつつ、必要に応じて見直す。 b 多様な外部人材を教師として登用する際の「特別免許状」について、その数はいまだ年間200件程度にとどまっている。特別免許状制度の利用を促進するため、手続面での見直しを行うとともに、要件の見直しを行う。具体的には、特別免許状の授与に係る指針を改訂し、 ・通年の申請を可能とし、取得までの時間を短縮できるよう都道府県教育委員会に対して要請 ・特別免許状取得者が教員数の2割を超えるときの3年以上の勤務経験要件の廃止 ・教育委員会ごとの審査基準が不明確であることを踏まえ、基準の明確化・透明化などの取組を行う。 c 更なる外部人材の登用を進めるためには、一定の能力・経験を有する社会人経験者が円滑に教員免許状を取得できるよう、大学における教職課程の履修を通じた教員免許状の取得に限定されない、特別免許状を活用した仕組みを検討する。具体的には、都道府県教育委員会が、能力・経験の基準を明確に定めるとともに、域内の学校長の推薦を待つだけでなく、教育現場の実情を踏まえた都道府県教育委員会のイニシアティブにより特別免許状が授与されるようにする。 d 企業におけるインターンシップのような仕組みによる質の確保、学校外でのマネジメント経験を考慮した管理職としての登用など、社会人を教育現場に柔軟に登用するための具体案を明確に示す。 e 社会人登用に必要な採用プラットフォームを整備するなど、運用面でも社会人登用が進むよう環境整備を行う。 f 学校現場に関わりたいと考えている社会人等が、どのような関わり方ができるのか、	a, c, d, e, f: 令和4年度までに検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b: 令和3年度措置	文部科学省

		また、その実現のためには、どのような手続・要件を経ていく必要があるのか、実情を把握し、教師のサポート役や生徒・学生の支援など多様な形で関わり方があることを前提に、多様な人材を積極的に呼び込み・活用する。		
--	--	---	--	--

(6) オンライン教育等に係る規制・制度の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添う質の高い教育の実現	a 新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業期間中に行われたものも含む遠隔・オンライン教育等、ICTを活用した学びの成果や課題について、今後適切に検証を進め、その検証結果も踏まえた目標設定を行う等、ICTの効果的な活用に向けた取組を推進する。 b 教師が、オンラインを活用した授業を行うに当たって、同時双方向、オンデマンド動画、デジタル教材等をハイブリッドに活用し、学校現場での児童生徒等の状況に応じ、より質の高い教育を行うために最適な対応が取れるようにする。 具体的には、 ・教師が、学習の遅れの見られる児童生徒にはより重点的に指導を行ったり、学習進度の早い児童生徒には主体的に発展的な学習に取り組む機会を提供したりすること、 ・外国語に関する学習において、デジタル教材の活用や、外部人材や海外の児童生徒とオンラインを活用したコミュニケーションを図ることを通して指導したり、プログラミングに関する学習において、外部の専門家と連携して指導したりすること、 など、オンラインを活用した授業の好事例を示し、学校現場の創意工夫の下、児童生徒に寄り添った質の高い教育が行われるよう、学校現場を後押しする。その際、教育現場の創意工夫が阻害されないよう注意しながら、学校において、質の高い教育と児童生徒の安全・安心が保障されるよう確認しながら取組を進める。 c 各学校がその地域における強みを活かすとともに、オンラインを活用して国内外の社会的・文化的な教育資源を十分に活用した教育を展開できるよう、全国どの地域に住んでも、充実した学習コンテンツを活用できる環境整備に取り組む。 d 学校で学びたくても学べない不登校児童生徒や病気療養児について、自宅や病室等で行うオンラインを活用した学習（同時双方向での授業配信やオンデマンド動画等を活用した学習）を一層円滑に行うことができるよう、一人一台端末の活用を進める。また、一定の要件の下、出席扱いとし、学習の成果を	a～d: 令和3年度措置 e, f, g: 措置済み h: 令和3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	文部科学省

		評価に反映できることについて、学校現場に対し、引き続き周知を図る。 e 高等学校において、同時双方向によるオンラインを活用した授業で取得できる単位数上限について、単位取得のために必要な授業数の半数を超えない範囲でオンラインを活用した授業をした場合等には、単位数上限に加算しないよう算定方法を弾力化し、教師による対面指導とオンラインを活用した指導を融合させた柔軟な授業方法を可能とする。 f 離島・中山間地域等に居住する生徒であっても、生徒自らの進路希望に応じて、他校の通信課程の科目を受講することで、多様な科目を学ぶことなどができるよう、高等学校段階における全日制・定時制と通信制とのハイブリッド的な取扱いを推進する。 g 通学制の大学におけるオンラインを活用した授業により取得できる単位数上限について、単位取得のために必要な授業数の半数を超えない範囲でオンラインを活用した授業をした場合等には、単位数上限に加算しないことを明確化する。また、通信制の大学においては、オンラインを活用した授業のみで上限なく全ての単位を取得できることも併せて周知を図る。あわせて、例えば、オンライン教育の活用による留学を促進する観点から、日本人学生が海外に滞在しながら、また、外国人学生が自国にいながら日本の大学の授業を受ける場合、通学制の大学においても、海外からのオンラインを活用した授業と日本での対面授業の柔軟な組み合わせによる教育が可能であることなどの周知を図る。同時に、通学制の大学は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校であり、各大学は、学生に寄り添い、学生が安心し、十分納得した形で学修できるように対応することが重要である旨を併せて周知する。 h 教育の質保証の観点も含めて、デジタル化時代に即したものとなるよう、大学設置基準、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）の見直しについて、令和4年度からの実施を念頭に、結論を得る。		
10	学習者用デジタル教科書の普及促進	a 一人一台端末環境の早期の実現等を踏まえ、デジタル教科書の活用の可能性を広げて児童生徒の学びの充実を図るため、学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時間の2分の1に満たないこととする基準について撤廃する。 b aの実施を踏まえ、学校現場におけるデジタル教科書の使用が全国的に普及するよう促進する。あわせて、視力低下の防止等の健康面における配慮が必要であることから、健康面での留意事項等についても引き続き周知を図る。	a: 措置済み b: 令和3年度措置	文部科学省

11	感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない場合の学習の保障	a 小中高等学校において、新型コロナウイルス感染症対策として特例的に実施した今般の以下の取扱いについて、その他の感染症や災害等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合においても、同様の取扱いを可能とする。 ① 学校の臨時休業期間中におけるオンラインを活用した学習を含む自宅等での学習の成果を学習評価へ反映できること ② 一定の要件の下で対面での再指導を不要とすること b 非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、オンラインを活用した学習の指導を教師が実施したと校長が認める場合、オンラインを活用した特例の授業として位置付け、指導要録に記録することを可能とする。 c 大学においても、新型コロナウイルス感染症拡大により、対面授業の実施を予定していた授業を、十分な感染症対策を講じたとしても対面授業により実施することが困難な場合、オンラインを活用した授業を行う弾力的な運用を認めることとした今般の特例的に実施した取扱いについて、今後、他の感染症や災害等により対面授業の実施が困難な場合が生じたときにも同様の取扱いを可能とする。	措置済み	文部科学省
----	---------------------------------------	---	------	-------

(7) 居住地以外のハローワークでの失業中の手続

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
12	居住地以外のハローワークでの失業中の手続	居住地管轄外のハローワークにおいても、失業給付（教育訓練支援給付金）における失業認定手続が可能である旨、受給者配布用のしおりを改訂の上、周知を行う。	令和3年度上期措置	厚生労働省

6. その他横断的課題

(1) 各府省所管法令に基づく立入検査証統合

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	各府省所管法令に基づく立入検査証統合	地方公共団体の発行事務の軽減等のため、環境省所管法令に基づく身分証と地方公共団体が条例に基づき発行する身分証を1枚に統合できるよう、特例省令を制定した（令和3年3月）ところ、他分野の検査証も統合を検討する。	令和3年度措置	全府省

(2) 各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合	各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則として、サイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状6か月未満のものは6か月以内に統一する。さらに、写真の電子的提出も推進する。	令和4年度措置	全府省